

1 議事日程（3日目）

〔平成29年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成29年6月13日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	藤井雅之 (15)	1. 公文書館について (1) 開館から今日までの利用状況について伺う。 (2) レファレンス機能の図書館との連携について伺う。 (3) (2)に関連して市民への広報について伺う。 2. 国民健康保険税及び事業について (1) 平成28年度の決算見通しについて伺う。 (2) 広域化への準備状況について伺う。 (3) 無料低額診療の周知及び調剤薬局への適用について伺う。
2	長谷川公成 (14)	1. 高齢者買い物支援について (1) 買い物弱者の実態調査について伺う。 (2) 移動スーパーとくし丸の現在の利用状況について伺う。 (3) 今後の周知方法や利用者の見込みについて伺う。
3	森田正嗣 (4)	1. 虚偽文書作成報道について (1) 5月25日付西日本新聞朝刊の1面記事について伺う。 ① 事実関係 ② 釈明方法 2. 自治基本条例について (1) 平成29年度3月議会で成立した自治基本条例について伺う。 ① 自治基本条例を具体化する条例の計画プロセス ② 担当部課 3. まほろば号バス運行について (1) コミュニティバス「まほろば号」連歌屋・湯の谷線について伺う。 ① 採用経緯 ② 自治会の負担増加と運行経費 ③ 利用者負担の運賃比較（サービス提供の公平性） ④ サービス提供の今後のあり方

4	入江 寿 (6)	<p>1. 児童の安全安心な通学路の確保について</p> <p>(1) 安全安心の通学路確保の取り組みの現状について伺う。</p> <p>(2) 安全安心の通学路確保の今後の取り組みについて伺う。</p> <p>(3) 小学校7校区における通学路の危険ヶ所について伺う。</p> <p>2. 市職員の接遇マナーについて</p> <p>(1) 市職員の担当業務精通度について伺う。</p> <p>(2) 市職員の接遇マナーの現状について伺う。</p> <p>(3) 市職員の接遇マナー向上の今後の取り組みについて伺う。</p>
5	堺 剛 (1)	<p>1. 市政運営について</p> <p>(1) 本市の財政見通しについて伺う。</p> <p>(2) 市政運営に対し市長のビジョンを伺う。</p>
6	宮原 伸一 (9)	<p>1. 太宰府市における大規模災害（地震）時の対応について</p> <p>(1) 太宰府市で大規模地震が発生した時の、市災害対策本部の設置についてマニュアル等の整備はできているのか伺う。</p> <p>(2) 避難場所などの避難マニュアルについて市民への周知は行き届いているのか伺う。</p> <p>(3) 近隣市に避難した方が良い場合の自治体の連携について伺う。</p> <p>(4) 自衛隊・消防・警察・近隣市との連携はとれているのか伺う。</p>
7	木村 彰人 (3)	<p>1. 建設工事における入札制度について</p> <p>(1) 本市の建設工事における入札制度の運用に関して、2点伺う。</p> <p>① 入札制度とその運用基準について</p> <p>② 体育複合施設新築工事の入札実施にまつわる課題について</p>

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番 堺 剛 議員	2番 舩越 隆之 議員
3番 木村 彰人 議員	4番 森田 正嗣 議員
5番 有吉 重幸 議員	6番 入江 寿 議員
7番 笠利 毅 議員	8番 徳永 洋介 議員
9番 宮原 伸一 議員	10番 上 疆 議員
11番 神武 綾 議員	12番 小 畠 真由美 議員
13番 陶山 良尚 議員	14番 長谷川 公成 議員
15番 藤井 雅之 議員	16番 門田 直樹 議員
17番 村山 弘行 議員	18番 橋本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	芦 刈 茂	副市長	富 田 讓
教育長	木 村 甚 治	総務部長	石 田 宏 二
市民生活部長	友 田 浩	総務部理事	原 口 信 行
都市整備部長	井 浦 真須己	健康福祉部長兼 福祉事務所長	濱 本 泰 裕
観光経済部長	藤 田 彰	教育部長	緒 方 扶 美
都市整備部 公営企業担当部長	今 村 巧 児	教育部理事	江 口 尋 信
総務課長併 選管書記長	田 中 縁	経営企画課長	高 原 清
文書情報課長	平 田 良 富	管財課長	小 柳 憲 次
防災安全課長	齋 藤 実貴男	地域コミュニティ課長	藤 井 泰 人
文化学習課長兼 中央公民館担当課長兼 市民図書館担当課長	百 田 繁 俊	環境課長	川 谷 豊
市民課長	行 武 佐 江	納税課長	千 倉 憲 司
福祉課長	友 添 浩 一	生活支援課長	菊 武 良 一
高齢者支援課長	川 崎 純 一	国保年金課長	山 浦 剛 志
建設課長	山 口 辰 男	都市計画課長	木 村 昌 春
社会教育課長	中 山 和 彦	学校教育課長	森 木 清 二
上下水道課長	古 賀 良 平	観光推進課長兼 地域活性化複合 施設太宰府館長	木 村 幸代志
監査委員事務局長	渡 辺 美知子		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿 部 宏 亮	議事課長	花 田 善 祐
書記	芥 藤 正 弘	書記	高 原 真理子
書記	力 丸 克 弥		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、12人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定いたしておりますことから、本日13日7人、明日14日5人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

[15番 藤井雅之議員 登壇]

○15番（藤井雅之議員） おはようございます。

議長から質問の許可をいただきましたので、通告しております公文書館について及び国民健康保険税について質問いたします。

まず、公文書館について3点伺います。

平成26年4月1日、国士舘大学太宰府キャンパス跡に太宰府市公文書館が開館しました。太宰府市公文書館のパフレットには、「太宰府市史」編さん事業の中で設置構想が生まれ、当館は行政文書に係る文書資料部門と地域資料に係る太宰府学研究センター部門という2つの柱を持っていますとあります。

開館から3年経過していますが、現在の場所に太宰府市公文書館があると、どれくらいの市民の方が知っているでしょうか。開館から現在までの利用状況、そしてそれへの認識、今後の課題についてお聞かせください。

次に、レファレンス機能の図書館との連携について伺います。

レファレンスサービスと聞くと、一般的には図書館利用者が学習、研究、調査を目的として、必要な情報、資料などを求めた際に、図書館の職員が、そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索、提供、回答することによって助ける業務、図書館でのことと一般的には想像されていますが、太宰府市公文書館においてもレファレンスサービスは行われております。太宰府市公文書館のホームページでもPRされています。

現在、市民図書館で行われているレファレンスサービスにおいて、資料等を手に入れることができなかつた場合、公文書館のレファレンスサービスで資料が手に入る可能性があること

は、市民の方にとっては大きな財産だと思います。市民図書館と公文書館のレファレンスサービスの連携策を強める施策が必要と考えますが、見解を伺います。

あわせて3点目に、公文書館のとりわけレファレンスサービスに特化した市民への広報が必要だと考えますが、見解を伺います。

次に、国民健康保険税及び事業について3点お伺いいたします。

まず、平成28年度の決算見通しについて伺います。

平成28年度、太宰府市の国民健康保険税の改定が行われ、保険税が引き上げられました。国は平成27年度から低所得者支援として、1人当たり5,000円の引き下げ効果を見込んで、全国で1,700億円の財政措置を行いました。太宰府市ではさきに述べたとおりです。当時の議事録を読み返しても、隣の大野城市と比較して、介護納付金のある40歳以上の世帯でも4万8,700円高いという回答があります。

国保会計の決算審査は9月議会でも議論されることとありますが、出納閉鎖は終了しており、平成28年度に行われた国民健康保険税の引き上げが、決算にどのように影響したのか考えておられるのか、お伺いします。

次に、広域化の準備状況について伺います。

平成30年から国民健康保険の運営主体が県レベルに移行しますが、保険税の確定を初め国保加入世帯への説明や準備、広域化後の市国保会計の扱いなど、多くの課題があると思います。今現在、広域化に向けての準備状況をお伺いいたします。

次に、無料低額診療の周知及び調剤薬局の適用について伺います。

国保に限らず、低所得などが原因で医療機関での3割の窓口負担を重たく感じ、受診抑制が起き、結果として重症化してしまうという事例が報告されています。その防止のために、最低限のセーフティーネットとして、医療機関が実施する無料低額診療の役割は大きいと思います。近隣でも筑紫野市の済生会二日市病院で行われており、平成27年度は延べ人数で3万5,982人の利用が報告されています。

医療機関と連携した同事業のPRとあわせて、もう一つの課題として、無料低額診療で診察代はカバーできても、調剤薬局の薬代は適用対象にならず、負担に感じて薬の処方を受けないという事例も報告されています。無料低額診療の調剤薬局部分へのカバーする施策が必要だと思いますが、見解を求めます。

以上で壇上からの質問は終わり、再質問は議員発言席で行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 1件目の回答をお願いします。

総務部理事。

○総務部理事（原口信行） おはようございます。

それでは、1件目の公文書館についてのご質問にご回答申し上げます。

太宰府市公文書館は、非現用文書の選別、歴史的資料として重要な文書の保存、アーカイブの研究などを行う文書資料部門と、地域史料の収集、保存、市域の古文書調査、太宰府学研

などを行う太宰府学研究センター部門という2つの活動の柱を持って、平成26年4月1日に開館し、現在約3年が経過いたしました。

まず、1項目めの利用状況とその認識、今後の課題でございますが、開館から昨年度まで来館者数につきましては、平成26年度が293人、平成27年度が288人、平成28年度が243人でございます。3年間の合計で842人となっております。来館者数だけを見ますと減少しておりますが、その内訳として、市民の来館者は、平成26年度104人、平成27年度111人、平成28年度128人と、徐々にではありますが増えております。

公文書館の市民への周知につきましては、ホームページの文化財情報の中に太宰府市公文書館のページを設けてお知らせするとともに、広報「だざいふ」には毎月、公文書館だよりをシリーズで、「太宰府の文華」と題して、太宰府地域の歴史や文化に関する物語を紹介しております。

今後はもっと多くの市民の皆様にご利用していただけるよう、PRに努めていく必要があると考えております。

次に、2項目めの市民図書館と公文書館のレファレンスサービスの連携強化でございます。

来館者の目的は、閲覧・調査、視察・見学、レファレンス・相談、実習等でございますが、図書館において来館者からの問い合わせに対してお答えできなかった歴史のことや地域史料のことなどについては、公文書館をご案内し、公文書館で対応するような連携を図っております。ちなみに、平成28年度の公文書館でのレファレンスサービスは、年間で104件ございました。

また、今年の7月からは、市民図書館の図書検索システムで公文書館所蔵の図書を検索できるように準備しております。これにより、特に歴史関係の調査研究の利便性が高まるものと期待しております。

次に、3項目めのレファレンスサービスに特化した市民への広報でございますが、市民図書館で太宰府市公文書館の施設のご案内に加えまして、レファレンスの利用案内を考えております。これにより、レファレンスサービスの利用が増えることを期待しております。

今後さまざまな方法で、太宰府市公文書館業務の周知、普及に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まず、公文書館の利用状況について再質問させていただきますけれども、先ほどご答弁でありました平成26年度が293人、平成27年度が288人、平成28年度243人で、3年間の合計が842人ということですが、さらにその後、市民の方に絞った利用が平成26年度が104人、平成27年度が111人、平成28年度が128人というような利用状況の報告ありましたけれども、これは公文書館を開館されるに当たって、何か目標というかそういったものを上げられてスタートして、現状こういった形はどういうふうに評価されているのか。利用が当初想定していた範囲の利用と考えられているのか、当初少ないというような形なのか。そ

もそも公文書館を開館に当たって、そういったものは何も設定せずに、とりあえず公文書館を開館したというような形でスタートしておられるのか、その辺のところはどういうふうな認識でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） この来館者数についてでございますが、やはり当初は視察、純粋な視察じゃなくても、視察的な来館者がやっぱり多かったのかなど。そういうふうな形で、少し全体の来館者については下がりぎみだということだと思います。

先ほども申しましたとおり、市民の来館者が増えているということで、やはり需要はそれだけ、太宰府市の歴史ということに限定いたしますと、やはり市民の皆様もそういうふうな興味がある方もたくさんいらっしゃいますので、だんだん伸びてきているような状況ということだと思います。

あと、目標ということにつきましては、あくまでも地域資料として保存、それからあと研究というようなことが、研究センターというようなことが、やはり当初、最初前面に押し出されておりまして、それに対する具体的な目標人数というのは設定してなかったと思います。

ただ、どうしても施設として今後運営していく以上、やはりそれなりの効果というか、市民の皆様のご利用ということについては、一つの指標になると思いますので、今後はそれをますますご利用していただけるような形で、PR等努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 市民の方の利用が視察ではなくて資料のことで、視察等が減少して、減少というか、視察が少なくなって、純粋に公文書館の資料の検索というような利用も増えてきている、市民の方の利用が増えてきているというような、そういった側面もあるというような答弁と理解しますが、問題はその公文書館で対応できる、今、人の状況がどうなっているのかというのが、市民の方のそういう、この後に関連するレファレンスの部分に関しても、利用状況等を考えたときに、現在の人員の体制で事が足りているのかというのが懸念になります。

今後PR等で利用が増えていくということは、それだけそれに対応する人も必要になってくるんじゃないかなと思いますけれども、実際公文書館のパンフレットをいただいて持っておりますけれども、行政文書の保管する過程の中でも、第2次の評価の選別作業まで行うというような具体的なことも書いてありますけれども、こういった評価の選別と、あわせてそういった市民の方への対面での対応という部分では、今現在の公文書館の人の配置見たときに、今は対応できる範囲で配置されてあるかもしれませんが、今後のことを考えていくと、少し人員の配置というのが私は心配になってくるんですけれども、その人員の配置のあり方については、現状どのように認識されていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 現状では、任期付職員が1名、それから週5日の勤務が1名、それか

ら週3日の勤務の方が2名、合計4名で体制として今行っておるわけでございます。

昨年度までは文化庁の補助金を利用して、臨時職員を週3日、2名雇用して、地域資料の整理等を行ってきたということでございます。現在については、補助金が使えなくなったため、職員だけで対応しておるようなことで、整理に時間を要しておるような状況でございます。

このような状況を勘案しまして、特に市民の方の来館者数というのがやはりそれなりの指標になると思いますので、その増え方とか、あと業務量とかを全体的に勘案した上で、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今後の検討という中には、指定管理とかそういった、委託とか指定管理とか、そういったところの運営等まで入るのか、それとも公文書館は今の形の中で進めていけるのか、こういった形の検討でいかれるお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 検討というからには、いろいろな選択肢を検討していく必要があると思います。

ただ、状況として今の状況が、非常に大変ではございますけれども、スムーズに流れて、1次選別、2次選別という形ですね。市役所内部の方もいらっしゃいますので、スムーズに進んでいるということ状況を勘案すれば、現状を付加する方向でもいいのかなと。ただ、検討に当たっては、全ての選択肢を除くものではないということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） わかりました。

次に、レファレンスの関連で幾つかお伺いいたします。これは(2)、(3)と一緒にするような形の再質問になるかもしれませんが、その点だけ事前にご了承いただければと思います。

まず、先ほどご答弁でありましたけれども、図書館との連携強化で、今年の7月から市民図書館の検索システムで公文書館の図書も検索できるように準備をしているということでしたけれども、これは予算はどのようになるのかということと、具体的にイメージとしては、図書館に新たに端末を置かれるのか、それとも既存、今ある検索システムの中に公文書館の検索ができるようになるものなのか、こういったものなのか、もう少し具体的に説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 検索の関係でございますが、図書館のシステム更新を機にいたしまして、公文書館の蔵書検索も同様に行えるような、そういうふうなことを考えております。エクセルデータを図書館のシステムに取り込むだけでございますので、費用というのは特にかからないということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） もうそれは図書館サイドとは話し合いは進んでいる、当然進んでいるから、ここにこういう形で回答があるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 図書館サイドとは了解をとっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） じゃあ、せっかくですから、図書館の百田課長もお越しですから、少しお伺いしますけれども、図書館の中で結局そういった公文書館のレファレンスといいますか、そういう部分が、事実上図書館の職員の方が窓口というか、図書館で対応した場合にはならないといけないというようなことも理解しますけれども、その具体的な手順といいますか、図書館の職員の方への徹底といいますかね、そういった周知というのは今後進めていって、少なくともレファレンスのことがわからないというようなことがないようにしていただきたいというふうに思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 今でもいろいろな公文書館についての文書というのは、検索の結果、公文書館のほうをご案内するような状況もございますので、そちらについては、今回のシステムの入替えのときに、たまたま今週の月曜日から図書館が臨時休館に入りまして、今そのシステムの入替えをやっている中で、研修を行っていくというふうにしております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） やはりレファレンス機能という部分を通じて連携といいますか、図書館との連携というのは、市民の方にとっても、資料の提供等を受ける上では大きなメリットが私はあると思います。ですので、庁舎の中で今、公文書館のところと図書館のところとちょっとこちらで何か、ちょっと分かれているといいますか、ああいうちょっと配置の問題もあつたりしますけれども、それが市民の方に不都合が起これないように進めていただきたいなこと、これは要望しておきます。

それで、公文書館の資料提供のあり方、資料の提供という部分について、市長にも1点お伺いしたいことがあります。

やはり冒頭述べましたけれども、図書館のレファレンスにおいて資料がとれなくても、市の公文書館があつて、その中で資料が受け取れる可能性があるというのは、私はこれは公文書館があるというのは、市民の方にとって大きな財産だと思います。

芦刈市長が、これ3月議会の続きになるようで大変恐縮ですけれども、松川の敷地全体についての見解を持っておられるということも施政方針の中では述べられましたけれども、やはりこの公文書館というものを、一つの市民の方への資産として生かしていくような施策というの、今後必要ではないかと思っておりますけれども、市長の率直に申し上げまして公文書館への認

識、今議論も聞かれた上でも結構です。何か思うことがあればお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 回答させていただきます。

説明にありましたように、公文書館というのは市史の編さんのその結果として生まれたものでございます。太宰府市は本当に連綿とわたる長い歴史があり、「太宰府市史」が全13巻、別冊1巻という形で編さんされております。小さな市でこれだけの歴史と文献資料をそろえた市はないということは、やはり太宰府ということが、そういう形で市史にまとめられている。

そしてまた、その過程の中で九州大学の川添先生、今の福岡市博物館の有馬学館長という最高の知的水準の方が「太宰府市史」の編さんに当たっている。市史のPRして申しわけないですが、とりわけ第14巻、別冊の「古都太宰府の展開」というのは、私、バイブルにしております。そういう形で、やはり太宰府の歴史の反映としての市史があり、公文書館があるということでございます。

行っていただいたらわかりますが、本当に歴史的な文書を含めてたくさんの保管室が、事務所と同じぐらいのスペースがあります。それを温度管理、湿度管理して、いろいろな寄贈された資料あるいは収集された資料を保管し、そのいろいろな分野からの分析等々をしまして、毎年公文書館からは館報と、それと公文書館の紀要という形のいろいろな論文の発表があつております。とても非常に興味深いものだというふうに思っております。

筑紫野市に県の公文書館ができておりますが、それよりもいち早く開館しておりますし、そのいきさつに当たっては、太宰府の資料もという話もあったようですが、太宰府は太宰府独自でやはり公文書館をつくり、その中での資料の収集、研究活動をしていくということでもって、恐らく福岡県下では独自の公文書館になっているという位置づけではないかと思っておりますので、いろいろたくさんの市民遺産の調査の過程でも利用されていますし、市民の方にもっともっと、いろいろな活動の中で活用していただきたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今、市長が述べられましたけれども、やはり県の公文書館がある中で、市が独自に公文書館を持っている意味というのは、本当、大きいと思えますし、ぜひともこれが市民の方に活用といいますか、もっと認知が広がって、資料提供の部分で図書館と公文書館、うまく市民の方がよりよい利用をできる環境を整備していくために、今後も周知等も含めて努めていただきたいということをお願い申し上げまして、1件目めについては終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 次に、2件目の国民健康保険税及び事業についてご回答申し上げます。

す。

まず、1項目めの平成28年度の決算見通しについてでございますが、歳入総額は88億3,203万2,000円、歳出総額は90億5,386万6,000円となっております。歳入歳出差し引き額、これは実質収支額になりますけれども、2億2,183万4,000円の赤字となっております。前年度より赤字額につきましては4億7,706万4,000円ほど減少しております。これは、平成27年度に続きまして、平成28年度も5億円の法定外繰り入れを行ったことによるものでございます。

ご質問の保険税の引き上げによる決算への影響でございますけれども、平成28年度から国民健康保険税の税率を上げさせていただいたものの、税収といたしましては前年度に比べまして0.02%の伸びにとどまっております。

その原因につきましては、現在分析を進めておりますけれども、被保険者数が昨年度よりもわずかではございますが減少していることも影響しているのではないかと考えております。ただ、そのような中でも、何とか前年度並みの税収を確保できたということは、税率改正によるところも大きいのではないかと考えております。

次に、2項目めの広域化への準備状況についてでございますが、福岡県と市町村で広域化に向けたさまざまな課題を協議いたします国保共同運営準備協議会がございまして、これまで協議会、幹事会、総務部会等を合わせまして二十数回開催をされております。県への納付金でありますとか標準保険料率の算定について、さまざまな協議があつておるところでございます。

これらの協議を踏まえまして、福岡県では今年の夏を目途に、広域化後の市町村ごとに福岡県に支払う国保事業費納付金や標準保険料率の算定方法や県内の事務の標準化、基準の統一化等を示しました福岡県国保運営方針の案を、県の国民健康保険運営協議会に諮ることになっておりまして、同協議会では、現在の予定ですが、11月までに答申を出すところで計画をされているようでございます。

福岡県では、答申に基づきまして正式な運営方針を年内に決定し、県下市町村に対し、1月に納付金、標準保険料率を提示することになっております。これを受けまして、県下市町村につきましては、提示された納付金と標準保険料率をもとに、それぞれの市の運営協議会に諮りながら保険料率を検討することになります。

次に、3項目めの無料低額診療の周知及び調剤薬局への適用についてでございますが、無料低額診療につきましては、社会福祉法第2条第3項第9号に規定する第2種社会福祉事業として位置づけられておりまして、実施する病院等は、事業等を行うことで税制上の優遇措置等が受けられると聞いております。

近隣では、藤井議員がおっしゃいましたように、筑紫野市の済生会二日市病院がございまして、特定の病院のみが行っているということもございまして、太宰府市の広報等による大々的なお知らせ等は特にいたしておりません。このため、市民の方から生活困窮による医療等に関するご相談等があれば、まずは生活支援課のほうにつなぎまして、そちらで対応するように庁内の連携体制をとっておるところでございます。

調剤薬局に対する対応でございますが、医薬分業体制が進んでいる現在、多くの病院では薬につきましても院内では基本的に処方しておらず、病院外の調剤薬局で処方してもらうということがほとんどになってきております。一般的には、藤井議員が先ほどおっしゃいましたように、病院外での薬代に対しましては、この無料低額医療制度は適用されていないことになっております。ただ、済生会二日市病院につきましても、薬剤の院内処方もあわせて行うとの話も伺っておるところでございます。

市としての今後の対応でございますが、まずは国の動向を注視していくとともに、近隣市町を初め県内各市町村の動向等も見ていきたいと考えておりますので、何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まず、決算見通しについてお伺いいたしますけれども、税の前年に比べての伸びが0.02%で、被保険者数が昨年度より減少したということも答弁述べられましたけれども、税の部分で見るとそういった形だったかもしれませんけれども、例えばじゃあ資格証明書の発行の状況ですとか滞納の状況が増えたのか減ったのかとか、そういった点の分析等はされているのでしょうか。税の伸びだけで見れば影響がなかったというような答弁にとれるんですけれども、そういった細部の詳細の分析というのはされておられますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 現在、最終的な分析を行っておるところなんですけれども、条例改正しまして、滞納分等のほうに充当というか、納めることになっておりますので、できるようにしておりますので、滞納分の収納率的には、昨年度よりも0.59%上がっているという状況でございます。それぞれの分析につきましては、決算までに整理をさせていただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それと、確認ですけれども、世帯主の方の滞納に当たって、お子さんがおられる場合、高校生までのところへのきちんと短期保険証の郵送という形は、今まではされていたと思いますけれども、それは引き続きされているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） その分につきましても引き続き行っておりまして、今月その分についての発送もさせていただいているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ぜひ、この後の話にもなりますけれども、運営協議会と諮られるというようなこと、広域化の関連でも再質問予定しておりますけれども、運営協議会に諮られるに当たっては、ぜひそういった部分の資料も当然提供はされていると思いますけれども、その上

で議論のたたき台というのを協議会のほうに示していただきますように要望しておきます。収納率の状況ですとか、滞納がどう増減がっているとか、そういったところは示して議論に挑んでいただきたいということを要望しておきます。

それと、広域化に向けての状況の中で、先ほど具体的なタイムスケジュールがあって、1月に納付金、標準保険料率を提示することになっており、その後、市の運営協議会に諮りながら、保険料率を検討するというようなことですが、要は県に対して太宰府市のそういった、県が答申を出す前に太宰府市が意見をきちんと言う機会というのは保証されているのでしょうか。

今の答弁を聞く限りだと、県が一定の指針を示した、じゃあそれを受けて、太宰府はその県の示したものに対して運営協議会に諮るというような流れで私は理解してしまって、太宰府市の保険料の状況あるいは国保行政運営の状況等を、県が決定する前に、どこかで意見言う機会が必要なんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういった点が今の広域化の準備状況の中、ご答弁いただいた部分では、私はちょっとどこかにあるのかなという疑問が出てきたんですけれども、その辺は保証されているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 福岡県の国保共同運営準備協議会につきましては、会議の組織がいろいろありまして、協議会につきましては県から3名、市町村側から9名の計12名で構成されている協議会があるんですが、その下部組織ということで幹事会がございます。この幹事会につきましても、全体的には入れません。その後の拡大幹事会というものがございまして、その中で納付金の設定でありますとか保険料の標準設定について、県下60市町村の国民健康保険の担当課長が出席をして論議をするという場がございます。その中で当然太宰府市の国保の担当課長も出席をさせていただいております、その中で話をさせていただくということになっております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） じゃあ、担当課長には、実情をきちんと正確に伝えていただきますように要望しておきます。

とりわけこの県が示される保険料といいますか、納付金といいますか、県に納める納付金という部分が、事実上もう100%納付が求められるというような仕組みになっているということで、それがもう国保に加入しておられる方の保険料で賄うという部分でいっても、100%それ県に納めないといけないというのは、現在の太宰府市の国保の収納率を見ても、確かに県下で見ると高いところにあります。90%台あるというのは理解していますけれども、100%その納付金を納めるというのは、私はちょっと仕組み上、これは不可能じゃないかというような形で理解しておりますから、結果としてまた保険税が引き上がってしまうんじゃないかというような懸念もありますし、県が100%の納付金が納められなかったら、別の基金があるから、その基金から太宰府市が借入れをして100%になるようにして保険税を納める。だけれども、

その借入れの部分は当然借入れということですから、返還が求められますから、結局それはもう言うてしまえば、国保に加入しておられる方の保険税に返っていくというような、もうそういうような仕組みが目に見えてあるんですけれども、やはり少なくとも平成28年度の決算の中でも保険税の改定行われております。

それと、今年度も介護と後期の部分の支援金の部分等の変更等があって、それに基づいた納付書が今国保の加入の方には通知等が送られているというふうに思いますけれども、事実上、2年連続国保税に対しては増が行われた部分がありますので、さらにこれが広域化によることによって、さらに負担が増えるというようなことになると、国保の滞納が増える、あるいはこの後の3項目めにも関連してくることになりますけれども、そういう市民の方が高い保険税に苦しむというようなことが今でも見受けられているのが、さらに県レベルになることによって、より広がっていくということが懸念いたしますので、その点については十分慎重に対応していただきたいということ、それと運営協議会にその点も踏まえた上でたたき台を示していただきたいというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 藤井議員、今まで同様のご質問いただいているところでございまして、市としてもそのような方向性を持って運営協議会に臨みたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 無料低額診療に関しては、生活支援課のほうにつなぐということで、事実上、福祉のほうが対応の窓口になるというような形の答弁で理解しましたけれども、やはりまずその無料低額診療につなぐに当たっての最初のメッセージは、私は国保課のほうでつかまないといけないんじゃないかなと思うんです。国保だけじゃなくて、例えば各種税の滞納状況とか、国保税だけじゃなくて県市民税含めてですね。

そういったものの滞納の状況から見て、その方の健康状態あるいはそういったところを判断した上で、生活支援課のほうにつなぐというのは、やっぱり発見される窓口は国保課であり、税務課であり、そういった日ごろ税の滞納を管理しておられる部署がきちんと把握をして、次に福祉のほうにつないでいくというのが役割だと思いますけれども、今後そういった、今でも当然それはされていると思いますけれども、福祉課につなぐそういった対応もきちんと引き続きしていただく、滞納が例えば、窓口に来られてなくて、滞納が続いているような状況を見たときには、定期的に税のほうから声をかけるというような、滞納をされている方に声をかけるというような、そういう対応も必要になってくるかなと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 現在その分につきましても、納税課のほうの窓口等で行っております納税相談等がありまして、そういう話があった分については、生活支援課のほうにつなぐように既にやっているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それと1点だけ、無料低額診療の受けるに当たっての何か手続と申しますか、先ほど答弁の中では、実施する医療機関が特定の病院のみが行っているから、市としての積極的なPRはということでしたけれども、例えば無料低額診療を受けたいというようなことになったときに、要は無料低額診療の適用を受ける条件と申しますか、今診療を行っている済生会二日市病院のほうで、何かこういうものを証明を持ってきてくださいというような、そういう手順はどういうふうになっていますか。もうただ病院に行ったら受診できるような状況じゃないと思います。何らかの証明等が必要なんじゃないかなと思いますけれども、その辺はどういうふうになっていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 先ほど言いましたように、納税相談などとあわせて、今年から生活支援課のほうで家計相談支援事業というのを実施しております。そういった中でいろいろ話を聞く中で、この無料低額診療事業、これの必要があると判断した場合には、要件を確認をいたしまして、生活支援課のほうで医療費減免診療相談券というものを発行するように今しております。

それとあわせて、市町村民税の非課税証明であるとか、そういった必要な書類を、相談に来られた方にはお話をしまして、それを持って病院に行ってください。生活支援課のほうからあらかじめ病院のほうにも、こういう方が来られますということで連絡をするようにしております。

最終的に該当するかどうかというのは、病院のほうの判断になりますけれども、生活支援課のほうでもそういった相談券というのを発行いたしまして、こちらでいいますと二日市済生会ですかね、そちらのほうに行ってくださいような勧奨をしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） じゃあ、あわせてですけども、今まで何らか、市のほうとしてその無料低額診療を利用された方の中で、調剤部分の対応ですね、冒頭壇上で述べました薬代ですね、薬の部分の低額診療の適用にならないから何か困ったとか、そういった相談を受けられた例というのは、これまでありましたか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） これまでこの無料低額診療事業、これにつきまして相談券の交付とかを市のほうではまだやってなかったものですから、そういった詳細については、うちのほうでちょっと把握できない部分がございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） じゃあ、ぜひ、これはもう要望しておきますけれども、今後の課題として、無料低額診療の相談券を出したからこれで一安心ということではなくて、その先にもう一步、今の医療システムの中では医薬分業といいますか、そういったところが進んでおって、どうしても調剤、門前といいますか、そういう外部の調剤薬局に頼らないといけないといえますか、必要なことになってきますので、ぜひともそういった部分がどうなのかというのを、今後検証課題として市としても把握に努めていただいて、何か政策的な手だてがとれるんだったら、ぜひとっていただきたいということを要望いたしまして、今回の質問は終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時55分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

[14番 長谷川公成議員 登壇]

○14番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました高齢者買い物支援についてお伺いいたします。

今年の3月定例会の代表質問でもこの件に関しては質問させていただきましたが、今回は改めて詳細についてお尋ねいたします。

本市においても高齢化率が年々増加傾向にあり、また山沿いの団地などは急な坂道も多くあります。高齢者の方で、買い物の移動手段として自家用車を利用される方も多いと思いますが、近年、高齢者の交通事故が話題になることも多く、近親者から免許証の返納を促され、仕方なく応じる方々が出てきております。

長年、移動手段として利用していた自家用車と免許証がなくなるということは、これからの生活をどのようにしていくべきか問題になるところです。免許返納者に対しては、今後、早急に公共交通事業者や県等と話し合いの場を設け、割引定期やタクシーチケット等の発行等、免許証返納時の対応を行っていくべきと思います。

さて、話を戻しますが、近年全国各地で高齢化や単身世帯の増加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる買い物弱者が増えてきており、食料品アクセス問題として社会的な課題になっています。

食料品アクセス問題は、商店街や地域交通、介護、福祉などさまざまな分野が関係する問題であり、地方公共団体の関係部局、民間企業やNPO、地域住民等の多様な関係者と連携、協力しながら、継続的に取り組んでいくことが重要だと考えます。そこで、3項目質問させてい

たきます。

まず1項目め、買い物弱者の実態調査についてですが、中型スーパーが閉店し、多数コンビニ等にさま変わりしているように感じますが、毎日コンビニ弁当ではという声を耳にします。全国には約600万人から700万人の買い物弱者が存在し、年々増加傾向にあると言われております。

そこで、本市においては、生鮮食料品販売店舗までの距離が500m以上で自動車がない高齢者、いわゆる買い物弱者とされる市民の実態調査をされたことがあるのか、お尋ねいたします。また、調査されてあれば、人数等をお示してください。

次に、2項目め、移動スーパーとくし丸の現在の利用状況についてですが、とくし丸については代表質問で行ったとおりですが、現在の利用人数と、44自治会のうち、どれぐらいの自治会で販売を行っておられるのか伺います。

最後に3項目め、今後の周知方法や利用者の見込みについてです。今後はさらに官民連携の強化を図り、市民の生命を守っていく必要があると思います。そのため、高齢者買い物支援について周知方法が大切になってきます。また、将来的には連携が可能な企業には、上限を設け補助金等の支出も考えていく必要があると思いますが、これからの高齢化を考慮した上で、支援制度の利用者を見込み調査を行っていくべきと考えます。今後の周知方法と利用者を見込みをどのようにお考えなのか、見解をお伺いいたします。

以上、1件3項目質問させていただきます。なお、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 高齢者買い物支援についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの買い物弱者の実態調査についてでございますが、本市では、これまで買い物弱者に特化した調査は行っておりませんが、第6期高齢者支援計画策定に伴い平成26年度に実施したニーズ調査におきまして、「日常生活で困難を感じていることはありますか」との設問に対し、その回答として「買い物」と答えた割合が、介護認定を持たない65歳以上の一般高齢者では8.2%、要支援1から2、要介護1から2の認定をお持ちの高齢者では43.0%という結果が出ております。

この結果をもとにいたしまして、平成28年度末の本市の65歳以上の人口1万9,137人から買い物に困難を感じている人数を割り出しますと、要介護3から5の方は全て買い物に困難を感じているとする前提で、その人数は3,138人となり、65歳以上の人口に占める割合といたしましては16.4%になります。

次に、2項目めの移動スーパーとくし丸の現在の利用状況についてでございますが、利用の申し込みをされている世帯が市内全体で約200世帯ということであり、その内訳といたしましては、高齢者世帯が約4割、育児中の世帯が約1割、残りの約5割は一般的な世帯と聞いております。また、移動エリアにつきましては、利用の申し込みをされた世帯を1軒ずつ回っておりますので、現在は44自治会全てというわけではありませんが、利用の申し込みがあれば、市

内全域を回ることになるかと聞いております。

次に、3項目めの今後の周知方法や利用者の申し込みについてでございますが、事業者の話によりますと、現在の約200世帯の利用申し込みでは事業を継続していくことが厳しい状況にあり、販路の拡大が大きな課題であると聞いております。

市といたしましても、チラシを地域包括支援センターや老人福祉センターなどに置くことや、職員が地域の公民館などに出向く行政出前講座でのチラシ配布、また市内のケアマネージャーの情報交換会での紹介など、民間企業による独自の運営ということを考慮しつつ、可能な範囲での協力、支援を行っているのが現状でございます。

市内には、このほかにも一定以上の買い上げ金額に応じて商品を無料で配達するといったサービスを実施しているスーパーやコンビニ、商店などがあります。ご質問の内容にもありましたように、より多くの市民の皆様を知っていただき利用していただくことが、それぞれの事業者がこのようなサービスを継続していくために一番大切であると思っておりますので、今後、事業者などとも協議を重ねながら、買い物支援サービス事業者の周知方法につきまして調査研究していきたいと考えております。

また、利用者の見込み調査につきましては、3年に一度実施しております高齢者支援計画策定に伴うニーズ調査の中で、買い物に関する高齢者の実態や意向等を把握していく予定にしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

まず、この数字なんですけれども、これは何か参考にされてこのようなパーセンテージと人数が出されたのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 太宰府市の買い物困難者の人数でございますけれども、高齢者支援計画を策定する際にはニーズ調査というのを実施しております。その中でアンケート調査でございますけれども、日常生活の中でどういうことに困ってありますかというような設問がございまして、その中で買い物に困っているというふうに答えた方のパーセント、それを今引用させていただきます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 経済産業省のデータというか、どのようにして計算されたのかというのを見ると、日常の買い物に不便と答えた人の割合と、経済産業省では60歳以上の高齢者数を掛け合わせ、買い物弱者の数を推計したというふうになっているんですね。65歳と60歳、5歳差ですけれども、やっぱりかなり差があると思うんで、今後また策定されるときは、ちょっと年齢も落としながら策定されたいかがかなと思います。

私、いろいろ見ていまして、いろいろ実態調査とか、どうやってこの数字を出したんだろうと最初疑問に思って、今回こういった質問させていただいたわけですが、先ほど言ったように、高齢者等不便に感じているというふうなパーセンテージで、こういった600万人から700万人というふうな、全国にですね、不便に感じている方がいらっしゃるということで、本市、一応3,138人になっていますけれども、5歳下げるともうちょっと増えるのかなと思っています。

また今後、こういった数字等、5歳下げた後にどれぐらいの人数になるのか、そこら辺もぜひとも考慮していただいて、検討していただきたいと思います。

次に、もう2項目めに行くんですが、とくし丸なんですけれども、正直言って余り有名ではないといえますか、テレビ等々で見て、ああ、こういうのがあるんだと思って、前回3月議会のときにこういうのがありますかと聞いたら、ありますよというふうなご回答だったんで、ああ、本市にも回ってあるんだと思ったわけですが、ほかのとくし丸以外にもたくさんの買い物支援があります。例えば本市に大きな、大きなというか、中型スーパーが何店舗かあるんですけれども、例えば五条にある西鉄ストアさんですかね、ああいったところも実際やられています。

市としては、なかなか民間に委ねるときに、行きにくいとは思いますが、しかしやっぱり命がかかる問題ですから、積極的に支援等々を行っていただきたいと思います。今現在でそういったとくし丸さん1件しかないですかね。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） この移動販売といえますもの、太宰府市で営業しておりますのは、今言われましたとくし丸さん。そのほかにも、遠方から時々トラックで移動販売をしてあるという話は聞いてはおります。ただ、市内の業者ではないようでございます。

このほかにも、先ほど言いましたように配達サービス、そういったところをやっている事業者もおりますし、また個人商店などでは、特に昔からございます例えばお米屋さんであるとかお酒屋さん、そういったところは注文に応じて配達をやっていると。そういった個人商店も多数ございますので、そういったところも一応この中には含まれるのではないかというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ほかにコンビニ等々もそういったことをやっているんですね。例えばセブンイレブンとかですね。あと宅配とかというと、レストラン系もやっていますし、結構見たらやっていますので、本市の中にあるそういった民間企業の業者と、何か説明会じゃないんですけれども、そういうのもやっていただくと、遠いところから持ってくるよりも、やっぱり近くから持ってこられるほうが、何か買うほうとしては安心するのかなというふうに思っていますので、何かそういったことも今後お願いしたいと思います。

先ほどご答弁の中で、現在44自治会全てというわけではありませんがというふうなご回答が

あったんですけども、実際どのぐらいの自治会のほうに出向いてあるかわかりますか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 基本的に一軒一軒を回るという形をとっておりますので、どこの自治会ということではございませんけれども、大きな今移動販売車が移動しておりますルート、そういったところを確認いたしますと、大体今30自治会ぐらいのエリアを回っておるようでございます。30自治会といいましても、市内の大半を網羅しているような状況でございます。申し込みがあれば、当然新たにエリアというのはどんどん拡大していくものというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 30自治会回れば、かなり数というか。ただ、残りの14自治会は、例えば近隣にスーパーとかコンビニ等々があるから、そういうところでひよっとしたら賄っているかもしれないですね。はい、ありがとうございます。

こういった買い物支援等々に、とくし丸さんとかやってあるわけですが、そういった今後補助金等々を出す予定はございますか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 事業を実施することに当たりまして、運営自体を支援するというのはなかなか難しいものがあろうかというふうに思っております。この高齢者の買い物支援につきまして、いろいろな施策がホームページ上でも紹介をされておりますけれども、初期投資の支援でございますとか、あと一番多いのは、やはり買い物支援をこういったところがやりますよというのが、そういうのを行政が主体となって市民の皆様にお知らせするというようなサービスが非常に多いようでございます。

そういったところにつきまして、最初の回答でも申し上げましたように、いろいろな形で市民の方にお知らせしていくというところは、やっぱり私どもしっかり取り組まなければならない部分ではないかというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 民間企業でなかなか難しいとは思いますが、やはり食生活は非常に本当に大事なことです。今後何か補助金とか出せたらいいなと思います。2項目めは終わります。

3項目めなんですけど、先ほど補助金は出されていないというふうにおっしゃられたんですけども、補助金や交付金、助成金や、他の地方自治体見ると、かなり出してあるところがあります。福岡県でも十数自治体、そういった協力をとってやっているところあるんですけども、やっぱり今後そういったことも考えながらやっていかないといけないと思うんですね、私は。

国が、例えば平成27年度関係省庁の買い物弱者対策関連事業として、厚生労働省とか798億円、予算額ですね。要支援、要介護状態となることを予防するとともに、こういったことで地域支援事業においてとかというふうな話もあります。

いろいろ省庁、ここは経済産業省なんですけれども、商店街が取り組む地元産品を販売するアンテナショップの設置やとか、そういったものもありますね。中心市街地活性化法に基づきというふうな、そういったふうな国も結構予算をつけているのがあるので、できたら県に要望して、そういった予算を、まずは恐らく県におろしてくるわけでしょうから、それで本市がその予算をちょっとうちというふうな形で支援事業をされたらいいかなと思うんですけれども、このご見解いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 今言われましたようなさまざまなメニューですね、これにつきましては、十分私どもも調査研究はしてまいりたいというふうに思っております。

ただ、こういった営業というんですか、販売事業、こういったものはどうしても事業者のほうと、当然それを利用される方、そちらがきっちりとかみ合わない、なかなか継続して運営ができない。市の支援だけでは、どうしても運営ができないという部分もございます。ですから、やはりより多くの方にいろいろな形で利用していただくというのが大切かと思っております。

先ほどのとくし丸の件でも言いましたけれども、約半数の方が普通の、普通のといいますが、高齢者でもない、子育て中の方でもない一般の世帯、そういった方も利用されているというような現状もございますので、やっぱりより多くの方にお知らせしていく、そういった事業をですね。一人一人の方がやはり、ある意味支えるという意味もやっぱり持っていたきたいというふうには、私どもも思っております。

最初に言いましたように、いろいろなメニューについては、今後しっかりと私どもも勉強していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 2県1道、ちょっと参考例なんですけれども、これは買い物支援になるかどうかかわからないんですけれども、北海道の沼田町とかは65歳以上の方で移動が困難になった方に、ハイヤーチケット、タクシーチケットを支給されたりとか、石川県羽咋市、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に昼食を配達したり、岡山県倉敷市、商店街が所定の高齢者対策を行う場合、上限100万円として事業経費の3分の1を補助する。こういったこともほかの自治体でやっているんですね。

ですから、本市も、これは本当に高齢化率が上がっていく中で非常に大事なことだと思いますので、今後ご検討されるよう要望しておきます。

最後になりますが、民間企業が確かにやっているということで、市が宣伝するということはやっぱりなかなか難しいとは感じますが、しかしやはり太宰府市民の死活問題となれば、これはやっぱり考える必要があると思います。今後は官民一体となって、市民が安全・安心に生活を送れるために、連携協力しながら行っていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告をしておりました3件について質問をいたします。

1件目、虚偽文書作成報道についてであります。

平成29年5月25日付西日本新聞朝刊は1面で、「太宰府市虚偽文書づくり監査妨害」「入札めぐる住民請求、国の指針改ざん」の見出しで、総合体育館入札に関する市民団体の住民監査請求に対し、市が入札手続を正当化するため、国の通知を改ざんした答弁書を監査委員に提出していたことがわかったと報じました。当報道の影響は大きく、かなりの太宰府市民が記載記事の信憑性を疑わず、記事内容はひとり歩きしていると推測されます。

他方、芦刈市長は同記事の中で「初めて知った。経緯を検証したい。」として、第三者委員会の設置を表明していますが、平成29年5月31日付の太宰府市監査委員の発表で、「文書が加筆されたことについて」の表題において、「監査委員としては答弁書の中の加筆文によって指針の内容が歪曲されたものではないと判断しています。」との意見表明を受けた後、平成29年6月2日の西日本新聞朝刊において、第三者委員会を設置しない旨、表明しています。文脈の流れからいたしますと、太宰府市監査委員の発表があったから、さきの設置意思を撤回したとも読み取れます。

いずれにせよ、太宰府市としては疑いを払拭しなければならなりません。そこで、市長にお尋ねいたします。

事実関係です。

まず、国指針改ざんと言われておりますが、何をどのように書きかえたのか、端的に説明をお願いします。

次に、監査委員に提出した答弁書において改ざんがなされたとあるが、答弁書は監査委員の判断を左右する地位の文書なのか、それとも単なる参考資料でしょうか。

次に、原典引用形式の文書作成方法としてあるべき姿はどのようなものでしょうか。

次に、釈明方法について伺います。

市長は、25日の記者発表で改ざんの実を初めて知ったとされるが、この文書について決裁印を押印していないのかどうか、確認をいたします。

監査委員の所見は、文書は一般競争入札から指名競争入札への変更に影響を与えていないと

の判断にとどまっております。当該文書の適法・違法について、権威ある第三者の判断がなければ、市民に疑いを残したままになると思います。新聞によって一方的に色づけられた現状をどのように払拭されるつもりかをお尋ねいたします。

2件目、自治基本条例について。

長年にわたる執行部関係各位の努力及び議会議員のご理解をいただき、平成29年3月の第1回定例会において自治基本条例が成立いたしました。この条例は、第1条「目的」にあるように、市民、コミュニティ、議会及び市長等が、互いに理解を深め信頼し合う関係を築き、市民を主体とした自治を推進し、市民福祉の向上を図ることを目的としております。そして、目的の実現に向けた努力義務を随所に予定しております。そこで、これからの実現計画について伺います。

1、まず自治基本条例を具体化する計画、プロセスについてです。自治基本条例は、それ自体は総則的な規定で、具体的ではありません。この精神を生かす具体的な取り組みが必要ですが、市の予定はどうなっているのでしょうか。

次に、担当部課の話でございます。自治基本条例は、市民、議会、市長など、コミュニティと多岐にわたって規定を設けています。しかし、これを取り扱っているのは地域コミュニティ課です。市政全般にわたるべき部局としては、やや違和感を覚えます。所見をお願いいたします。

3件目です。まほろば号の運行について。

湯の谷区、連歌屋区など狭い道路、急な坂道が多い初期開発団地におきましては、地元の強い要望によって、小回りのきくサイズの小さいコミュニティバスが平成23年、連歌屋区は平成24年から運用されてきております。しかし、平成28年までの実績を見ると、乗客数、運賃収入とも下落傾向にあり、運行の条件の一つであった地元自治会の負担金が膨らむ一方にあります。高齢者がますます増え、コミュニティバスの需要が拡大する傾向が見られる中、経費の公平な負担という観点から、コミュニティバスの政策について伺います。

1、採用経緯。湯の谷区・連歌屋区のコミュニティバスは、一体いかなる条件下で始められたのでしょうか。

2、自治会の負担増加と運行経費について。平成28年までの運用実績から、地元自治会の持ち出し額が増えていると考えるが、湯の谷線、連歌屋線の設立年度と平成28年度の実績比較を示してください。

3、利用者負担の運賃比較について。コミュニティバスの乗車賃、これは湯の谷線、連歌屋線ですが、これについて市内まほろば号の乗車賃と比較して提示してください。

4番目、サービス提供の今後の方針について。乗客数の減少原因をどう捉えているのか、今後の方策としてどのようなものを考えているか。

再質問は議員席にて発言させていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 改めまして、おはようございます。

1 件目の虚偽文書作成報道についてお答えいたします。

5月25日付西日本新聞の朝刊第1面に記載されていた「太宰府市が虚偽文書づくり監査妨害、入札めぐり住民監査請求において国指針改ざん」との報道がなされました。

まず、国指針改ざんと言われているが、何をどのように書きかえたのかのお尋ねについてお答えいたします。

この件につきましては、住民監査請求の審査の過程で、管財課が監査委員宛てに提出した答弁書に、一般競争入札から指名競争入札に変えた根拠を示しております。この中に「事業に早急に着手できるよう、一般競争入札不調の場合、指名競争入札方式の活用等により事務の効率化に努めることができる。」という文章を記載しておりますが、この中の一文「一般競争入札不調の場合」が、引用元の総務省自治行政局長、国土交通省土地建設産業局長からの文書には存在せず、つけ加えていた形になっております。

次に、監査委員の判断につきましては、正確には監査委員にお尋ねしていただくべきであると考えられますが、市の見解としては、監査委員が多くの設計、入札、契約関係の公文書を法規に準拠しているかどうか確認された結果であり、当該文書は市の見解を求める参考資料に該当するのではないかと考えております。

次に、原点引用形式の文書作成方法としてあるべき姿は、かぎ括弧つきで法令等の原文を、その後に括弧書きで法令等の名称と引用元の条項等を記載するのが一般的であり、今回の場合もこの方法を準用すべきであったと考えております。

次に、当該文書に係る決裁印の押印についてでございますが、私も押印しているところであり、大変申しわけなく思っております。

次に、当該文書の適法・違法については、1、著作権法第32条「引用」、2、刑法第155条の「公文書偽造等」、3、刑法第156条の「虚偽公文書作成等」のほか、地方公務員法、地方自治法など、いずれの法令にも抵触しないと判断しており、このことは市の顧問弁護士にも確認しておるところでございます。ここで、報道された文書は虚偽文書ではないことを、この場で改めて申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

まず、第1点ですね、つまり総務省のほうの通知を変えたこと、変えたといえますか、書かれてあった原文を一部削除されて、一部挿入されたという形式上の問題ですけれども、このことはいわゆるこの文書、いわゆる答弁書を作成する権限のある課の権限の範囲内の話でしょうか、お答えください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 解釈ということにおいて、その解释权というのは当然市にもございま

すし、いろいろな方に解釈する権利があると思います。その文書を解釈した上で、先ほど申し上げましたとおり、それが非常に望ましい姿ではないと。それについてはきちんと是正していく必要があるが、虚偽文書というような形で法令に違反するまでのものではないというようなことでございます。そのことを顧問弁護士に確認したということでございます。市の解釈の上で、望ましくはないが、許容の範囲であるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 一般に刑法上で、偽造と虚偽文書の作成というのは全く意味が違うんですね。虚偽文書の作成というのは、作成権限のある方が内容を偽って書くこと、これが虚偽文書の作成です。ところが、原文は総務省通知で、作成者は総務省なんですね。その文書を一方的に中身を変えて挿入したということ、これはむしろ偽造、変造の部類に属するんです。そのあたりのご認識はおありですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） ここで一番先にはっきりしておかなくちゃいけないことは、その文書は、決してそれが一般的に容認されるということではないと、それはもうはっきりしておるところでございます。今後一切そういうことがないように、市は襟を正して、文書の作成についてきちんとした手法にのっとりやっぴいかなかいけないうことでございます。

先ほどのそれを前提といたしまして、刑法第155条の「公文書偽造等」でございますけれども、まずは結局その原典の文書と一緒に、市の参考資料として市の見解とする答弁書を提出したと。一緒に提出しているわけですが、その原典を修正していれば、それは当然公文書偽造になると。市の権限ではございませんから、出したところは市ではございませんから。そういうふうな解釈でございます、公文書偽造。要するにきちんとした文書も出しているということですね。

あと、虚偽公文書作成等ということでございますが、これにつきましては、結局指針と申しますか、国からの通達文書などでございますが、基本的にこれを内容を読みますと、当該文書のところを読みますと、「入札契約手続の効率化等」というふうにまずは書いてあるわけでございます、表題としてですね。これについてちょっと読ませていただきますと、「入札契約手続の実施に当たっては、透明性、公正性の確保等を図るとともに、事業に早期に着手できるよう、入札公告等の準備行為の前倒しや総合評価落札方式による提出資料の簡素化、指名競争入札方式の活用等により、可能な限り手続に要する時間の短縮に努めるものとする」というふうに書いてあるわけです。

ここが要はこの文言が、一般競争入札で落札者がいなかった、それを設計変更して次の入札に備える場合に該当するかどうかということを考えた場合に、少なくともこれは一般的な入札契約手続の効率化等ということで判断できると思うんですね。そういうふうな適用除外が書いてないわけです。一般的なそういうふうな入札契約における、早く発注することの要請

をされておるわけです。それからすれば、基本的にそういう一般競争入札が不調であった場合においても、それは適用できるというふうな市の判断がまず1つあるわけです。

先ほど申し上げました虚偽公文書作成ですね、それにつきましては、そういう市の判断がある中で、担当者が、そういうふうな実態的な判断がある中で、担当者がそれと全然違うことを書いてないと、それに反することを書いてないということをもって、虚偽公文書作成には当たらないというふうな弁護士の判断でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 形式的には、先ほどから言いましたように、執行部のほうでは原典と一緒に添付しているからということですが、本文の中ではそういう表記はなさらなかったというのは、これは事実ですね。だから、問題は、一般的に添付されている原典まで隅々読んで、この事項は偽造にも変造にも虚偽文書の作成にも当たらないと判断するのが普通なのか、それとも本文を読んで、その文書を見たときに、これを、これはもしかすると変造ではないかと、あるいは偽造ではないかという疑いを持たれるのは、当然にこれは一般にはあり得ることだろうと思います。これが1点ですね。

それから、もう既にお答えをいただいておりますけれども、監査委員のほうのご見解と、独立機関であります監査委員がどういう判断を示されたかというのは、私どもも知る由もありませんし、一応発表の中では、私どもの判断に影響を与えてはいないという意見表明をなされております。

ただ、監査委員が発表されたのは、監査委員のほうの機関としての判断に影響がないということの結論だけでありまして、この文書の違法性とか適法性について一言も触れてないんです。つまり、監査委員の結果が出たからといって、文書の作成の真正やあるいは内容の真正について、クリアになっているという状態ではありません。これは依然として、この問題はここで残っていると思います。

それでは、お尋ねいたします。私は非常に厳しいことを言っているかどうかわかりませんが、先ほど来、いわゆるこういう原典、いわゆる他の部局あるいは国あるいは県が出したマニュアルといいますか、そういう文書を引用されて、その点で当該市では、この点をこういうふうに解釈いたしますという形で、監査委員さんのほうに答弁書をお書きになるというのが筋だと思いますけれども、その点についてはいかがでございましょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 先ほど来申し上げておりますけれども、この部分に関しては非常に今後市も徹底して、きちんとした文書を書くような形で指導してまいらなければならないと考えておるところです。その点につきまして非常にご心配をおかけしたということについては、執行部全体として非常に責任を感じているところでございます。

ただ、先ほど来申し上げましたとおり、公文書偽造、それから虚偽公文書作成等には該当し

ないというようなことでございます。それをもって判断しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

事実関係につきましては、時間もございますので、ここで切り上げさせていただきます、2番目の釈明方法について、先ほど市長は、実を言いますと25日の記者会見で改ざん事実を初めて知ったという意見を出されて、すぐ第三者委員会の設置をという形で踏み込まれておられます。実はこのときに一番疑問だったのは、市長がこの文書について決裁印を押してないんだろうかということですね。当然のことながら、文書について決裁印を押していれば、当然文書についてはご存じだったはずなんです、これはどういうふうに理解すればよろしいんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 決裁印を押しておりますが、その今回関係しております括弧内の文章の原典との照合というのは、しておりません。というのが事実でございます。文書作成に当たってのそれぞれのやはり担当者が、しっかりした間違いのない文書をつくらなければいけないというのは間違いのない、そういうことございまして、今回挿入、削除があった文書をつくったというのは、やはり文書をつくった直接の責任者あるいはその管理者が文書作成の責任があるわけですが、私自身はそういう原典との照合はしておりませんので、その時点ではそういう事実は知りませんでした。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 今図らずも市長が言っていただきました。市長は本文しか見てないとおっしゃった。本文を見て、事実関係が違うということと言われて、あ、これは大問題だ、恐らくそういうことで、すぐ第三者委員会という話が飛び出たんだろうと思います。

結局今回の問題につきましては、依然として解明されておられないのは、先ほど来から申しましたように、文書が一体全体、この文書そのものの存在が、独立機関である監査委員への応答文書ということで、言うなれば内部文書。いわゆる外部、いわゆる行政処分を行うときの処分理由として表に出したということではないという点では、確かに内部文書でございます。したがって、これを独立に偽造あるいは虚偽公文書の作成として論議しなければいけないかという問題では一応あると思います。しかしながら、この問題は依然として不透明で解決されておられません。

それから、実を申しますと、これは監査委員のほうの内部の問題ですから、私どもが外から見ただけで臆測といいますか、推測はできないんですけれども、この文書がいわゆる監査委員の監査の判断についてどの程度の影響を与えたのか、このことも実をいうと明らかにされておられません。これは、私どもがどっちかというタッチできない部分だからです。

しかし、これを新聞を読まれた方は、これは私の臆測も入りますけれども、この文書が直線的に監査委員の結論に結びついたのではないかという疑いは持たれていると思います。この問題が、まず依然としてまだ残っております。

当然のことながら、そうなりますと、入札方法が一般競争から指名入札に切りかわったという経緯についても、やはり本当だったんだろうかという疑念は、どうしても残らざるを得ないと思います。

そこで、まずお尋ねですけれども、市長は25日冒頭の第三者委員会の設置ということをおっしゃっていますけれども、これは何を払拭するためにこの第三者委員会を設けるといふように考えられて、記者発表をなさったのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

5月25日に新聞報道されました。早朝からテレビ局、新聞社、かなり来庁されまして、この問題についてどう対応するかということで、11時半から記者会見をするということでいろいろ検討したわけですが、折悪く、5月25日、26日に監査委員の方が監査の研修で糸島に出張されておりまして、監査の方と連絡が、電話では連絡とれたんですが、実際にお会いできないというような事実がありました。

翌日午後、もう市役所から車を走らせ、夕方しか帰ってこれないという監査委員の……。

（4番森田正嗣議員「議長、済みません」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 時間もございませんので、簡潔にお願いできますか。つまり、どの第三者委員会、つまり何を解明するために第三者委員会を設けられたかだけをお答えください。

○議長（橋本 健議員） 簡潔にお願いいたします。

市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろな疑問が出てきましたので、そういうことを申し上げましたが、その後いろいろな監査委員のご意見あるいは庁内での議論を踏まえ、第三者委員会をつくらないというふうに決めた次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 正直言って、お答えを伺って、何のために第三者委員会を設けたのか、設けようと発案されたのかがよくわかりません。

先ほど申しておりますとおり、この問題点は3点ございます。文書の問題、それから監査委員がこの答弁書によってどういう判断をされていったのか、これはもうちょっとブラックボックスの話なので、本当はタッチできる問題ではないかもしれません。それから、それと同時に、一般競争入札から指名競争入札へ変わった経緯、この3つが当面の問題になろうかと思っております。

私がなぜこういう質問を強く申し上げるかといいますと、少なくとも新聞紙上においてこの事実が明らかになって、市民はこの見出しで、少なくとも市の実務について非常なマイナスイメージを持たれていると思います。これを回復しなければいけないのは、今、市が取り組まなければいけない最大の問題だろうと思います。その折に、市長はどのような方法でこれをおやりにつもりなのか、それをお答えください。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） 森田議員さんのおっしゃいますとおり、私たちも大変なショックを受けました。それで、このことの払拭については、内部でいろいろ意見としては出てきておりますけれども、これといった市民にアピールする方法、市は間違いございませんでしたよという方法は、今のところこれといった方法は決め切っておりません。ですから、こういう場で質問のあったときに、きちっと答えていって、ご理解をいただくというようなところでの今のところ考え方でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 副市長のお答えはそれなりに、そういう選択肢もあるのかなと思います。ただ、現在は言うなれば新聞社側の申し立て、あるいは市長とそれから執行部側の主張が、両方とも主張が出されているわけです。ところが、これは証拠をもってどこが事実が確定されたかということ、そういうわけではありません。そうしますと、その主張、当事者がやっている主張を外側から眺めている市民にとっては、一体全体どっちなんですかという話になるかと思えます。そうすると、証拠にかかわる何らかの説得的な方法を見つけていただかないと、この問題は市民にとっては、永遠におりみたいに心の中へとどまってしまうと思います。

私もこれ、質問時間がたくさんございませんので、これで今回についての質問は終わらせたいと思いますけれども、ぜひとも市民へのいわゆる疑いを払拭する方法について研究をしていただきまして、市民に発表をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） 回答は市長からということでございますけれども、私から2件目の自治基本条例についてご回答させていただきます。

まず1項目め、自治基本条例を具体化する条例の計画、プロセスについてでございますが、これにつきましては必要に応じて、自治基本条例の趣旨に沿った例規の制定、並びに既存の例規の改正など、例規の整備をそれぞれの担当部署に対し働きかけていきたいというふうに考えてございます。

あわせて、自治のルールであるこの条例の周知を図るため、市のホームページにおいて条文を紹介し、条例の内容や趣旨を市民の皆様にご理解いただくために「自治基本条例の手

引」を作成し、市ホームページに掲載するとともに、広報6月1日号から数回にわたり掲載をいたしまして、さらなる周知を図りたいというふうに考えております。

また、この手引書につきましては、議員の皆様には既に配付をいたしておりますけれども、自治会長の皆様にも配付する予定にしておりますので、市民への普及啓発のご協力をお願いしたいというふうに考えております。

次に、2項目め担当部課につきましては、施行に至るまでは、前の組織、地域健康部地域づくり課で担当いたしておりました。この4月以降からは、機構改革にあわせまして、自治基本条例は市全体にかかわる内容ということから、総務部で所管をするようになりました。窓口といたしましては、制定業務に携わりました地域コミュニティ課が担当し、普及啓発に当たっておるところでございます。なお、条例の運用につきましては、それぞれの担当業務にかかわる各部署で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

自治基本条例は、壇上で申しましたとおり総則的な規定でございますし、抽象的な規定でございますので、これを具体化する努力規定がそれぞれ自治基本条例に予定されているということで、これは皆様もよくご存じのことだろうと思っております。

ただ、自治基本条例は、恐らく、これは総務部長の所見を伺いたいのですけれども、いわゆるかなり計画的にそれぞれの条例を、単行条例あるいは規定あるいは規則といわれるものを洗い出していないと、一体全体どこに問題があるのかというふうな形のことではできないのではないかと。

でもその意味で、例えばある担当部課に、その所の所管のある条例あるいは規定、それが一体全体いわゆる自治基本条例という観点から眺めた場合に、改めるべきところがあるのだろうか、つまり課題の問題ですね。それから、もしあるとすれば、例えば他市の規則あるいは条例、そういうものと比較検討しながら、太宰府市でも取り入れることが可能な条例に変容していく可能性はないのかどうかというのを、かなり日程的にローリングかけながらやっていないと、恐らくこの条例が具体化することはなからうと思いますが、その点はいかがでございましょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 自治基本条例の第2条には、条例の位置づけを掲げさせていただいております。まさに自治基本条例は自治の基本を定めるものでございまして、その基本が軽視されるようなことがあってはならないと。そこで、これを最大限尊重すること、他の条例等との整合性を図ることを規定をいたしております。

議員がおっしゃいますように、自治基本条例とそごがある例規とかがあるのかないのかというような形でございますけれども、現在本市の例規が大体800ちょっとございます。これを全

て一つの担当課で精査というようなことはなかなか困難でございますので、それぞれの例規にかかわる部署に確認を働きかけたいというふうに考えておりますけれども、例規にはさまざまなものがございます、条例、規則、要綱、規定等さまざまありますけれども、どういった例規として整備をしていくのか、また自治基本条例をどのように補完する必要があるのかどうか、それぞれのケースによって考えていかなければならない問題だというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 大綱、私の考えていることと変わらないと思いますけれども、ぜひとも総務部のほうで音頭をとっていただいて、各部署に、日程的にも計画性を持って、一つ一つ検討されていくというふうな方策をとっていただきたいと思います。

では次に、今回、実をいいますと、このことを言い出すと前の質問と変わらないじゃないかというご批判を受けるかもしれませんが、実をいいますと、この今回の文書の作成の仕方、この文書の作成の仕方というのは、抽象的には恐らくそれにもとになっている書式あるいは方式、そういったものがあろうかと思えます。当然のことながら、もうこれも射程の範囲、規定を改正していかなければいけないというふうな方向で市民は見ていますと思えますけれども、いかがでございましょうか。

また、今回一般競争入札から指名競争入札に変えた入札制度の経緯につきまして、一体全体もっと明確で公平性のある、透明性のある手続というものはどういったものであろうかという形で、自治基本条例から見た場合は変更が要求されるようになるかと思えますけれども、このあたりについて部長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 文書事務につきましては、今現在、太宰府市の文書管理規定でありますとか文書事務の手引、こういったものを作成して、それに基づいて処理を行っているようなところでございます。再度、この中身が今の現状にそぐわったものになっているかどうかの点検は、行ってはいかなければならないというふうには考えております。

また、常日ごろから所掌事務に係る関係法令でありますとか例規等を熟知して、市民の皆様から信頼される職員といたしまして、法令遵守意識を持って執務に当たるように、指導の徹底をこれからも図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ぜひお願いをしたいと思えます。この基本自治条例を具体化するということについて、総務部が音頭をとって進めていただくことをお願いをいたしまして、この件についてはこれで結構でございます。

それでは、3件目をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） こちら3件目につきましても、回答は市長からということでございますけれども、内容が詳細に及びますので、私のほうから回答させていただきます。

まず1項目め、採用経緯につきましては、湯の谷地域は、まほろば号の運行が困難である狭隘な道路が多く、住民の方々は以前から買い物や通院のための交通手段に苦慮しておられました。

このような状況の中、湯の谷区と湯の谷西区の自治会長を初めとする住民の代表者から、公共交通の運行に関する要望書が提出されたことを受けまして、平成22年3月に両自治会と行政との共同で、湯の谷地域における地域公共交通検討委員会を設立いたしましたし、幾度となく会議を行うとともに、住民説明会も開催してまいりました。

そして、運行方式としては、デマンド方式なども検討いたしましたけれども、自治会との協議の結果、定時定路線での運行方式を採用いたしまして、旅客運送事業者や関係行政機関で組織されます太宰府市地域公共交通会議の答申を経て、平成23年2月に運行開始となりました。

路線開設に当たっては、交通事業者から提案を公募した結果、有限会社太宰府タクシーが導入いたします10人乗り車椅子対応型車両での運行を採用することで、従来のバスでは乗り入れが困難である狭隘な団地内を細やかに運行することが可能となりました。

また、湯の谷地域と同様に交通手段に苦慮しておられた連歌屋地域につきましても、地域住民と協議を重ね、平成24年7月から地域線の運行を開始いたしております。

現在、湯の谷地域線が週3日の月、水、金に運行し、連歌屋地域線が週3日の火、木、土に運行をいたしておるところでございます。

次に、2項目め、自治会の負担増加と運行経費につきましては、湯の谷地域線の運行経費は1便当たり2,800円、乗客が定員9名を超えた場合の追走便が1台当たり570円で算出をいたしておりまして、年間の運行経費は約450万円になります。また、連歌屋地域線の運行経費は1便当たり3,000円で算出をいたしておりまして、年間の運行経費は約350万円になります。

また、自治会の負担としましては、検討委員会における取り決めのとおり、運賃収入が運行経費の25%に満たない場合に、その差額を負担していただいております。

この地域線は、1便当たり5人の乗車を目標に据え、運行を開始したところでございます。当初、この目標は十分達成できるものと見込んでおりましたけれども、実際の利用者は目標を下回り、自治会の負担が増加している現状でございます。

次に、3項目め、利用者負担の運賃比較につきましては、湯の谷地域線の運賃が一律150円、連歌屋地域線の運賃が一律200円でございます。これに対し、まほろば号の運賃は、運行開始当初は180円から200円でしたが、現在は一律100円、また、西鉄の路線バスは、例えば星ヶ丘線の西鉄五条駅から太宰府高校入り口間の運賃は160円から190円となっております。市内を運行するバスでも、運行形態によって運賃が異なっております。

なお、地域線の運行は、地域からの要望を受けて協議を重ね、運行経費から運賃を算出いたしておりますので、まほろば号等の運賃と単純に比較することはできないというふうに考えております。

次に、4項目め、サービス提供の今後のあり方につきましては、まず、乗客数の減少の原因についてでございますが、ここ数年の医療機関や介護施設の無料送迎、並びにスーパーの移動販売といった民間サービスの充実など、社会情勢の変化が上げられます。

しかし、民間サービスはその継続性に不安もあることから、この公共交通を持続可能なものとするために、今後とも地域の皆様と運行経費の抑制並びに利用者増加につながる方策を検討していきたいと考えております。

現在、2カ月に一回、湯の谷、連歌屋両地区ともに、自治会長を初め自治会の役員等で構成いたします地域線公共交通会議を開催いたしまして、地域の皆様のニーズに合った公共交通を構築するため、常に協議を重ねておるところでございます。

それぞれの地域線が、地域の交通手段であり続けるためには、地域の皆様のご協力が何よりも重要であり、より多くの方のご利用が必要です。そこで、自治会の負担を少しでも減らすためにも、利用促進に努めるとともに、広告収入についてもさらなる収入拡大を図る必要があるというふうに考えております。

また、運行形態や便数の見直し等も視野に入れ、運行経費を少しでも抑えるための方策を、地域の皆様並びに運行事業者のご意見を伺いながら、検討いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

このコミュニティバスが、地元自治会からの要望として始められた経緯があつて、なかなか運賃設定や自治会の負担ということについては、いろいろ協議がなされてきたわけですけれども、最終的には、例えば平成28年度では、連歌屋区と湯の谷区、それから湯の谷西区で、年間でどれくらいの負担をしておりますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） まずは湯の谷地域線でございますけれども、平成28年度合計で、これは平成27年10月から平成28年9月までの部分でございますけれども、湯の谷区、湯の谷西区合わせて10万2,900円、あと連歌屋地域線でいきますと、これは平成28年度、平成27年10月から平成28年9月まででございますけれども、連歌屋区の負担が34万7,000円となっているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） いずれにしても自治会の発案というのは、地域にお住まいの高齢者の方が、いわゆる自分たちの交通手段がないために不便だということで、ある意味では非常に公共性の高いものを、自治会が苦勞してそれをつくって開始したところが、当初予想しなかつ

た結果で乗客数が足りていないと。その結果、自治会に負担金が増加していく形で、負担金が大きく膨らんでいくとなりますと、自治会の運営にとってかなりこれは厳しいことになってくると思いますが、その点はどういうふうにご理解でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） いろいろと当初の見込みよりか乗降客が少ないというようなところで、毎年自治会の負担が増えてきているというような状況でございます。それを一部カバーするということで、広告収入、これは車両内部に企業の広告を提出して収益を得る取り組みでございますけれども、こういったもの等を活用していただきながら、少しでも自治会の負担を抑えていくというような形、それとあと、やはり乗降客をとにかく確保しなければいけない。そこら辺のところの取り組みを、あわせてどういった形で確保していくのかというようなところも含めまして、地域線の公共交通会議等の中で論議していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 問題は、需要がどの程度あるかという話だろうと思います。実は先ほど長谷川議員もちょっとおっしゃっていたものですから、そこにかかってくるんですけども、今地域にいろいろな方が参入をされておられます。もともと平成23年のころの、いわゆるこれが原因になったころは、買い物難民、それから病院難民と言われる方々が交通手段が必要だということで、この方式が採用されたというふうに聞いております。

ところが現在は、いわゆるデイサービスといますか、そういう系列の関係の車両だけでなく、病院関係もそうですし、それから先ほど来お話がありました注文品を届けるという形、あるいは実際販売車の中に入り込むという形、いろいろな形で実は入り込んでいるわけですし、総合的にこれらを数字化してどの程度の需要があるかというのは、多分に可能だと思うんですけども、そういう需要算定というのはお考えになったことがおありでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 具体的にそういった算定をしてはおりませんけれども、今のバスの利用者がほぼ高齢者であるということを鑑みますと、この地域線だけで対応していくのか否か、まほろば号だけで対応していくのか否か、こういったものは高齢者対策としてどうあるべきかということも含めながら、今後検討していかなければならない問題だと、これからの課題だというふうに捉えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 現在進行中の高齢者問題を解決することが、我々の現代社会の大きな共通テーマになっておることはご発言のとおりです。特にこの点についての地域における自治会の役割というのは、大きいものがあると考えております。その意味で、自治会のあり方というもの、その都度目的に沿うように不断に見直す必要があるかと思っております。

つまり、いわゆる今まで補助金だけ交付して、事業をお任せという形でやってこられましたけれども、市のほうも自治会運営についてももう少し具体的に中に入って行って、自治会の需要を掘り起こして、それに見合う形で補助をしていくということが、もう今の時代は必要になってきている、これはもう皆さん認識していらっしゃると思います。

といいますのが、既にもう私どもが自治会長になったときから、コミュニティスクール、防災関係、それから現在では要支援者の1、2の方を地域のほうへ戻されて、その見守り、いろいろな課題を実は自治会は担っております。それをその目的に沿うように自治会を変えていかなければいけないはずですが、その点について、いまだ市のほうの歩みが少し鈍いように私自身は感じております。

いずれにいたしましても、地域社会、特に高齢化社会の問題は、自治会も市もあわせて一緒に解決していくというのが、地域コミュニティあるいは自治基本条例の基本精神でもありますので、ぜひともその点をご協力をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員の一般質問は終わりました。

（15番藤井雅之議員「議長、議事進行」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 許可します。

○15番（藤井雅之議員） 先ほど森田議員の質問で、1項目めの質問の際に、市長からご答弁の中で、監査委員が糸島市に出張中であったというようなご発言ありましたけれども、正確には唐津市、県外に出張しております、これは議事録に残る以上、訂正していただく必要があることと思いますので、対応をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 県外です。唐津市に訂正いたします。

○議長（橋本 健議員） 糸島ではなく、唐津市出張だったということですね。唐津市の研修。では、ここで13時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後0時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番入江寿議員の一般質問を許可します。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問をさせていただきます。

1件目は、児童の安全・安心な通学路の確保について3点お伺いいたします。

子どもは、未来の日本を支える人材であり、子どもは社会の宝です。児童虐待、校内暴力、登下校時の交通事故等が深刻化しています。私たちが解決していかなければならない重要な問

題です。本日は、子どもの登下校時の安全・安心な通学路の確保の観点から質問します。

1点目は、安全・安心の通学路確保の取り組みの現状についてお伺いいたします。

安全・安心の通学路確保は、登下校時の子どもを交通事故から守るためにしなければならない重要な問題です。行政、学校、警察、地域の住民が一体となった取り組みが必要です。

学校では、全生徒を対象に、定められた通学路により、集団登校をするよう指導されています。しかしながら、道路事情により歩道が整備されていない道路、横断歩道がない場所での横断など、危険箇所でありながら通学路にせざるを得ない現実があります。太宰府市における安全・安心の通学路確保の取り組みの現状についてお伺いいたします。

2点目は、安全・安心の通学路確保の今後の取り組みについてお伺いいたします。

多くの市町村では、通学路の安全確保に向けた取り組みがなされています。ある市での取り組みを紹介すると、学校や地元自治会からの要望を受け、行政と所轄警察署などの関係者が合同で現地確認を行った上で、対策内容を検討し、交通安全施設の設置等を実施し、安全な歩行空間の確保がなされています。当然ながら、1年、2年といった短いスパンでは、解決されないことは言うまでもありません。

当該年度の危険箇所の状況、対策要望、対策とその結果がわかり、解決しなかった危険箇所は翌年の取り組みへとつながっています。PDCAサイクルの活用です。危険箇所の写真も添付されています。市が主体となって活動されていることがうかがえます。太宰府市における安全・安心の通学路確保の今後の取り組みについてお伺いいたします。

3点目は、小学校7校区における通学路の危険箇所についてお伺いします。

市では、小学校7校区における通学路の危険箇所について、十分把握されていると思いますが、限られた時間での質問であること、また、私の手元には太宰府小学校校区の分しか持ち合わせていませんので、太宰府小校区の危険箇所優先順位1番であり、いまだ解決されていない通学路危険箇所の、横断歩道がない横断を通学路としている三条公民館前の横断歩道の設置の要望について、その現状と取り組みを時系列にお伺いします。また、なぜ解決されていないか、理由についてもあわせてお伺いします。

2件目は、市職員の接遇マナーについて3点お伺いいたします。

市民の要請は、行政サービスの内容はもちろんのこと、行政サービスを提供する市職員に、親切、丁寧な対応、印象のよい身だしなみや言葉遣いを求めています。

行政サービスを提供するに当たって、接遇マナーの向上は必要不可欠です。正規職員だけでなく、非正規職員の全職員が一丸となって取り組むことにより、市民の信頼を得て満足度を高めることにつながります。

1点目は、市職員の担当業務精通度についてお伺いします。

市民の皆様は、窓口で対応する職員は業務内容に精通している前提で、行政サービスについて相談しています。問い合わせした内容のサービスのみならず、それに付随する問題があれば、その点についても助言してほしいと思っています。手続後、そんな問題があったのなら、

なぜ助言をしてくれなかったのかと思ったのは、私ひとりではないのではないのでしょうか。

一般論ですが、正規職員は定期異動があり、窓口が一番精通しているのは異動がない非正規職員とされています。定期異動により配置がえになった正規職員は、異動した課の業務内容等は白紙の状態です。異動時における担当業務研修及び新たに導入された制度等への研修等をどのように実施されているか、また、業務内容のスキルアップを図るため、どのような対策を講じられているか、お伺いいたします。

2点目は、市職員のお客様接遇マナーの現状についてお伺いいたします。

ある市民の方が、窓口を1つ間違えて書類の再発行をお願いしたそうです。対応した窓口担当者は要領を得ず、「こちらの窓口では取り扱えません。」と答え、仕方なしに帰ったそうです。翌日、窓口の間違いに気づき、再び市役所を訪れ、正規の窓口で再発行ができたそうです。その方は、窓口を間違えたのは私の責任ではあるが、前日の担当者のやりとりの最中に、正規の窓口担当者はちらちらと見ていたそうで、なぜこちらの窓口ですよと言わなかったのと憤慨されていました。

また、ある市民の方が相談に訪れた際、担当者と確かに目が合ったが、目を伏せ、「お尋ねします。」と言ったにもかかわらず、目を伏せた担当者は知らないふりをし、ほかの担当者が対応したと憤慨されていました。

どちらの市民の方も、業務が忙しいことはわかっているが、住民サービスをしてやっているとのお上意識から、住民サービスをさせていただいているへの意識改革が必要だと言われています。市職員のお客様接遇マナーの現状をどのように評価されているか、お伺いいたします。

3点目は、市職員の接遇マナーの向上の今後の取り組みについてお伺いします。

太宰府市では、平成17年7月に市職員の人材育成基本方針を定められています。12年前策定されたものです。この目的は、組織は人なりの大原則に基づき、人材育成を図ることを目指すことが目的で、具体的な取り組みは、自己啓発、職場研修、職場外研修、職種やニーズに応じた研修を実施することにより、しなやかな職員を育てる職場としています。すなわち、職員の人材育成をすれば、お客様に満足度を与えるという基本方針と読めます。

私は、人材の資質の向上や担当業務の精通度を高めるいわゆる人材育成と、お客様の接遇マナーの向上は別問題で、車の両輪と捉えています。この2つは、同じウエートで並行して取り組むことにより、お客様の信頼を得て、満足度が高まると思っています。市職員の接遇マナーの向上への今後の取り組みについてお伺いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。再質問等は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 1件目、児童の安全・安心な通学路の確保について、1項目め、取り組みの現状と2項目め、今後の取り組みについては関連がありますので、あわせてご回答させていただきます。

平成24年4月、登校中の児童・生徒の列に自動車が入り込む痛ましい交通事故が発生いたしました。この事故を受け、同年5月、文部科学省、国土交通省、警察庁連名で、通学路の緊急合同点検と安全確保に向けた取り組みを行うよう通達が出されました。

本市におきましては、9月に関係機関と連携して各小学校の通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策についても協議を行いました。この取り組みは、平成25年、平成26年度にも引き続き実施しております。

その後、平成27年5月に福岡県の要請に基づき、現在本市が取り組んでおります通学路交通安全プログラムを策定いたしました。このプログラムは、教育委員会が主催し、筑紫野警察署、那珂県土整備事務所、本市建設課及び防災安全課、PTA代表、小学校校長代表で構成される通学路安全推進会議によって通学路の安全確保を図るものであります。

プログラムの具体的な取り組みについてご説明いたしますと、まずは各小学校が自治会等と協力して危険箇所調査を実施し、優先順位をつけた危険箇所一覧としてまとめ、教育委員会へ提出いたします。次に、通学路安全推進会議を開催し、各小学校から提出された一覧をもとに協議を行い、それぞれの危険箇所をどの機関が所管するのか決定いたします。所管決定後、それぞれの機関は、現地調査を行うなどして対策の実施が可能か検討し、可能であれば当年度中に対策を実施することになります。すぐに対策が実施できない箇所につきましては、今後の方向性や予定等について検討しております。

各機関の対策の実施状況、進捗状況につきましては、年度末に開催される通学路安全推進会議で報告し合い、情報の共有化を図っております。なお、この報告内容につきましては、市のホームページに掲載するとともに、各小学校に伝え、学校運営協議会等を通して地域へも伝えていただくようにしております。

以上のような一連のサイクルを絶やすことなく継続することで、今後も通学路の危険箇所の改善に努めてまいります。

次に、3項目めの小学校7校区における通学路の危険箇所について、太宰府小学校区から出された三条公民館前の横断歩道の設置要望についての現状と取り組みについてお尋ねですので、お答えいたします。

ご指摘の箇所は、県道筑紫野古賀線と三条内山線がT字で接するT字路からほど近い場所になります。子どもたちは県道三条内山線を横断しておりますが、横断歩道はございません。現在、地域のボランティアの方々に子どもたちの見守りを行っていただいている状況です。

この箇所は、平成24年度から危険箇所として上げられており、これまで横断歩道の設置を要望してまいりましたが、筑紫野警察署から、道路形状とまほろば号のバス停の位置等により、横断歩道の設置は難しいとの回答を受けておりました。しかしながら、昨年度の通学路安全推進会議において、筑紫野警察署から、歩道の切り下げ等ができれば、横断歩道の設置は可能との回答をいただきました。

今後は、道路管理者である那珂県土整備事務所、筑紫野警察署、本市建設課と協議を進めな

がら、このT字交差点全体の改善も含め、少しでも子どもたちの安全が確保されるよう、通学路の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。

そうですね、安全・安心な通学路の確保につきまして、その現状と今後の取り組みを質問しましたが、私が予測していたような答弁でおおむね一致しております。果たしてこの取り組みが安全・安心な通学路確保につながるというと、ちょっと不安を感じておりますので、何点かちょっと質問させていただきたいと思っております。

まず1点目ですけれども、済みません、ちょっと先に、一応ネットなんかで調べさせていただきましたこの太宰府市通学路交通プログラムですかね、安全プログラム、これに沿ってちょっと質問させていただきます。

1点目に質問ですけれども、市が平成27年5月に作成されている通学路交通安全プログラムの取り組み方針の部分なんですけれども、これ取り組み方針は案として市のホームページに掲載されております。1枚目をめくっていただいたら、括弧で案と載っているんですけれども、案でない通学路交通プログラムを掲載すべきだと思いますけれども、そのあたりちょっとご答弁願えれば。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） ご指摘いただいているように、ちょっとこれ案というふうに載せておりますが、もう実際にこのプログラムを実施しているような現状でありますので、その辺についてはきちんと誤解がないように掲載していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） じゃあ、2点目ちょっと質問させていただきます。

通学路交通安全プログラムは、通学路の安全確保に関する取り組み方針とされています。方針とは、物事や計画を実行する上でのおおよその方向です。方針を達成するには、当然取り組む事項にマニュアルが必要ですが、安全プログラムに取り組み方針が約6項目ありますが、それぞれにマニュアルがないと、取り組み方針は絵に描いた餅だと思います。取り組み方針それぞれにマニュアルがあるかどうか、ご答弁願えれば。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） これはそれぞれに市としてマニュアルは持っておるわけではございませんが、例えば県のほうから「通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取り組みの徹底」という、これが実際のプログラムをつくるようなきっかけになった通達でございますが、この中に幾つか、今おっしゃったような、例えば合同点検をする際の留意すべき点とか対策の検討のあり方等、そういったものも載っております。

それともう一つは、平成28年度の文科省の交通安全業務計画というのも、平成28年度分が出

されておりますけれども、市としては持つてはいませんけれども、県と、それからこういった文科省の通知等をもとにして適正に行っているということで、市独自に何かこのプログラムを実施するためのマニュアルではありませんけれども、基本的にこの県と文科省の通知あたりはそのまま生かせるものというふうに考えておりました、これにのっとなって行わせていただいております。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 何するにしてもマニュアルというのは必要だと思いますが、県とか市のやり方によってされているということであれば、それはそれでよろしいと思います。多少なりともマニュアルを作成するように、ちょっとこれは要望したいと思います。

次、3点目の質問をさせていただきます。

この中のプログラムの中の合同点検の実施時期について、7つの小学校を2つのグループに分けて、安全推進会議のメンバーにより、2年に一回、合同点検を実施するとありますが、7校区ごとに実施するのが効率的と思いますが、なぜ2つのグループに分けられているかちょっと理由がわからないので、そのあたりを答弁願えれば。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 済みません、本当にこれは大変申しわけないんですけれども、先ほど案ということでご指摘いただきましたけれども、実はこれ策定したときには、今ここに書いてある7つの小学校を2つのグループに分けるといような方向性を一応出したんですよ。

ところが、やはり先ほども言いましたけれども、それぞれの通達に込められている意味を考えたときに、やはり例えば県の先ほど私が申しました通学路の交通安全の確保に向けた、次、継続的な取り組みというのが一つの大事なキーワードだと思っているんですね。

つまりどういうことかという、これ継続的にPDCAサイクル、先ほど議員もご指摘いただきましたけれども、それを1年間で回すということが重要だというふうに考えて、実はここには2つのグループに分けて2年に一回行うように書いておりますが、実は現在、毎年行っているんです。

ですので、先ほどちょっと私も、この案について適正に掲載しなくてはいけないというふうに申しましたけれども、きちんと現在行っている状況を伝えていかないといけないなというふうに思っております。大変申しわけありません。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） そうですか。大体4点目の質問で、この合同点検という形で、何か2年に一回実施すると書いてあったんですけれども、毎年されているんですね。毎年されているのであれば、それはそれでいいです。合同点検の結果については、市民の皆様にお知らせするように、ホームページなんか載せていただければと思っておりますので、そのあたりはどうぞよろしくお願いいたします。

次に、5点目の質問をさせていただきます。

小学校7校区にそれぞれ校区安全対策会議がございます。この対策会議では、毎年4月に通学路周辺における危険箇所の改修及び設置等についての要望書を教育委員会に提出し、各部署等と問題共有し、協議し、その結果を翌年5月に学校に報告されています。そこにはPDCAサイクルというのがございますが、しかしながら、市が策定しておられます通学路交通安全プログラムには、校区安全対策会議について何も触れられてございません。普通に考えれば、市は市で活動する、学校は学校で活動する、それぞれ独立して活動しているのですかと、ちょっとクエスチョンマークがつきます。

市の策定の通学路交通安全プログラムに、校区安全対策会議の活動が上がるべきだと思っております。これが行政が主体となって、学校や警察、地域住民が一体となって、安全・安心な通学路確保の取り組みと言えるのではないのでしょうか。通学路交通安全プログラムの見直しを図る必要があると思いますが、そのあたりちょっとご答弁願えれば。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） ご指摘いただいた点なんですけれども、実は交通事故の防止ということ考えたときに、2つあるように思うんですね。1つは、交通安全教育を徹底することがあると思います。もう一つは、子どもたちが安心して通行できるような道路交通環境というんですか、環境を整えていくという2つがあるように思います。

現在、この交通安全プログラムというのは、合同点検を実施して対策を行う、対策の改善、それから充実等を行っていくというもので、実はこれをしているときに、じゃあ最終的にどうなったのかということを見ますと、多分ホームページでごらんになったらわかると思うんですけれども、そこを直接工事等をできないというような箇所については、例えば子どもたちにきちんと安全教育を行うというようなことも載せられているわけですよ。

そうすると、そのことを考えると、この交通安全プログラム自体が、環境を整えるという面だけではなくて、やっぱり学校と連携して交通安全教育を徹底してきちんとやっていくというようなところも、視野に入れておかななくてはいけないのだろうと思います。それから、今議員ご指摘のある自治会等との連携も視野に入れて、これをきちんと整理していく必要があると思います。

本プログラムは、先ほどご紹介したとおり平成27年度、平成28年度と2年間やって、少しずついろいろな課題が見えてきたところでもありますので、今ご指摘の点も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。目的は、やっぱり児童が安全・安心な通学路を確保することだと思っております。また、行政が主体とならなければならないことは言うまでもございません。ばらばらに活動しているように見えているような感じなんですけれども、大前提に太宰府市通学路交通安全プログラムがあり、取り組む事項に校区安全対策会議の項目が追加され、それぞれのマニュアルがあり、通学路における危険箇所一覧に対策が講じられ、な

おかつ時系列に年度ごとの要望や対策の取り組みがわかるホームにすべきだと思っておりますので、このような体系的なものにしてくださいるように要望として上げておきたいと思えます。

6点目に入りますが、6点目ですけれども、ちょっとさっきびっくりしちゃったね、回答で。先ほどは個別で、太宰府小学校区通学路危険箇所の優先順位1番の三条公民館の横断歩道の設置についてお伺いしましたが、先ほどの回答には、歩道の切り下げ等ができれば横断歩道の設置は可能と回答されておりましたけれども、済みません、ちょっと歩道の切り下げとは、どういう状況で切り下げられるかをご説明願えれば。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 交通安全といいますか、施設の工事関係等については、都市整備部の建設課のほうで警察と協議しながらさせていただいていますので、私のほうから回答させていただきます。

ここに先ほどの回答の中で歩道の切り下げ等ということで返ささせていただきましたけれども、もう議員がご存じのように、横断歩道を渡るためには、歩道の縁石が高いところについては切り下げをすとか、そういうこともあるんですが、実はこの議員ご指摘の三条公民館前の横断歩道設置につきましては、ちょっと4点ほど課題といいますか、ございまして、1つは、今議員のほうからお話ししました歩道の切り下げ。

それとあと、歩行者だまりといいます、やはり歩道が両方に整備されておけば、歩行者がその横断歩道を渡るときに安全に待つことができると。今の現状を見ますと、もうご存じのとおり内山側といいますか、三条のほうから小学校に行くときに、内山側については歩道が整備されていないものですから、右側の筑紫野古賀線側は歩道が整備されています。ですから、そういういわゆるたまることができる場所がないということも指摘されています。

それともう一点が、バス停がございまして、やはりバス停と横断歩道が近いと、バスがとまったときに、ちょうど私どもの建設課職員が現地を見に行ったときに、バスがとまった、いわゆる追い越して車がスピードを上げて、もうとまらずに追い越すということもございまして、そこに横断歩道があったときに、非常に児童・生徒の安全が確保できないということもあって、バス停の位置と横断歩道の関係をもう少し整理をしてくださいということが3点目です。

もう一点目は、見通しが悪いということで、もう議員もご存じのとおり、三条側から小学校に行くときに、内山側といいますか、ちょうど交差点のところに宝満通りといういわゆるサインがあったり、それとあと民家のところに木がありまして、非常に見通しが悪くなっているという状況がございまして。

ですから、そういう4点の状況を改善等を市のほうで、もちろん太宰府市だけじゃなくて、そこが県道になりますので、県の那珂県土整備事務所、それと地元の自治会なりPTAと協議しながら、もちろんサインが見えにくいというのは、民地のところにございまして、それとか民地の立木というか、大きな木が少し見えにくくなっていますので、そういういろいろな

諸条件をクリアしながらということになりますので、ここには歩道切り下げ等と書いていますけれども、そういう総合的にといますか、やはり子どもたちの安全を守るためには、例えば横断歩道の位置をもう少しT字路の筑紫野古賀線側に移動するとか、そういうことも含めながら、警察署とも協議をさせていただきながらできたらなということで、今内部でちょっと検討をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） わかりました。ちょっと、そうですね、太宰府市、私は太宰府小学校区しかまだ調べ上げてないんで、よくわからないんですけども、太宰府小学校区で子ども通学に対しては、危険箇所、本当いっぱいあります。ここに上げました三条区だけじゃなく、例えば五条区から来る小学生の子たちも、もう朝の7時ぐらいからバスがばんばん来て、もうあの狭い、狭くはないですけども、いっぱいいっぱい通って行って、そこを子どもがこうやってよけて通っている状況なんで、本当、子どもの安全を確保する上で、何分そういった取り組みですね、早急に取り組んでくださいと言いたいぐらいあるぐらいなんで、本当よろしく願いしますとともに、1件目の質問を終わらせていただきたいと思います。

2件目お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） 次に、2件目の市職員の接遇マナーについてご回答申し上げます。

まず、1項目めの市職員の担当業務精通度についてでございますが、職員が窓口で市民の皆様のご用件をお伺いしたりご相談を受けたりする際には、親切、丁寧な対応を心がけており、日ごろから朝礼や課内会議等を通じ、挨拶の励行や言葉遣い、迅速な事務処理などについて意識を共有しておるところでございます。

そのような中で、議員ご指摘の問い合わせ内容のみならず、それに付随した問題についても助言をしてほしいというご要望については、いかに市民の立場に立って対応ができるか、その方が何を求められておられるのかを察知する力が必要と考えます。そこに業務の精通度もかわってくるのではないかと考えております。

職員はおおむね3年から5年の周期で人事異動を行いますが、異動する職員は後任担当者へ業務の引き継ぎを速やかに行いまして、実績やデータ等を参考に、OJT——オン・ザ・ジョブ・トレーニングですね——の中で経験を積んでまいります。あわせて、県の担当者研修や説明会、業務によっては市町村職員研修所等の専門研修なども受講しながら、スキルアップを図ってっております。

また近年、子ども・子育て支援制度やマイナンバー関連など、新たな制度が導入されておりますが、国の事務説明会への参加、また職員向け説明会の開催、所管課での勉強会などを行いまして、業務を円滑に進められるように取り組んでおります。

次に、2項目めの市職員の接遇マナーの現状についてご回答いたします。

今回上げていただいたような事例があれば、窓口の担当職員が声をかけてご案内をしたり、目が合ったり声をかけられた職員がすぐに対応するのが適切であり、そこに積極的な接遇の意識が不足していたのではないかと考えております。

親切、丁寧であるというのはもちろんのこと、的確で迅速な対応ができるよう、朝礼や課内会議等の場を活用して所属長から指導をするとともに、職員同士の気づきを促すことにより、住民サービスの意識をいま一度徹底させてまいりたいと考えております。

最後に、3項目めの市職員の接遇マナー向上の今後の取り組みについてご回答いたします。

議員にご紹介されました人材育成基本方針は、平成17年に作成したもので、本市の職員育成の基本となるものでございます。この中で、職員階層ごとに求められる能力や管理者の役割、研修制度の充実などを掲げております。接遇マナーについてもうたっているところであります。新規採用職員研修でも必ず接遇研修を実施をいたしております。

今後は、市民意識調査や窓口アンケートのご意見等を反映し、行政サービスや接遇マナー向上について、職員全体の意識改革に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。

そうですね、職員の人材育成基本方針により、職員の仕事に必要な技術を身につけ、レベルアップを図るというご回答をいただいたようです。また、さらなる職員のスキルアップを図られるよう要望したいと思います。

ここからまた一つずつ質問させていただきますけれども、よろしく願いいたします。

まず1点目に、太宰府市職員の人材育成基本方針についてお伺いいたします。

この基本方針は、正規職員のための人材育成基本方針です。策定された平成17年には、非正規職員の比率が少なかった時期だとも思慮します。当時と比べ、現在は非正規職員の比率が大きくなっています。資料があれば、平成17年度と、現在平成29年度の非正規職員との比率をお聞かせください。また、非正規職員に対する人材育成について、どのように取り組まれているかもご答弁願えればと思っております。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 非正規職員と正職員の比率でございますけれども、これにつきましては、平成17年当時から今までどうなっているかというようなご質問でございますが、年度によってばらつきはございますけれども、大体正規職員が6割から7割、非正規職員が3割から4割といったような形での推移をたどっております。ちなみに平成17年度は正規職員が64%、非正規が36%でございました。平成29年で申しますと、正職が63%、非正規が37%となっております。

これについては年度によってばらつきがありますけれども、先ほど申し上げたような比率で

ございまして、非正規の職員の研修をどのように行っているかということでございますけれども、育成の基本は、先ほども申しましたように、各職場におけるOJTとなりますけれども、専門職の嘱託職員等につきましては、職場ごとのスキルアップ研修などの研修費用を予算化をいたしまして、受講をしていただいて、スキルアップに努めていただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。スキルアップには対しては、どんどん向上していただければと思っております。

その中で2点目なんですけれども、スキルアップの代表は資格取得と言われております。この基本方針に、資格の取得については取り扱われておりません。策定から12年を経過しております、非正規職員の人材育成や資格取得等を組み入れた太宰府市職員人材育成基本方針の見直しがちょっと必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 専門職の有資格者は、職種ごとに専門研修等を受講していただいて、スキルアップを図っておりますけれども、事務職でも資格を有する部署等がございます。例えばケースワーカーの社会福祉主事でありますとか、社会教育に携わる社会教育主事、あと上下水道担当部局の水道技術管理者などがそういった形になりますけれども、そういったところに配属となった職員に対しましては、資格取得講座等の受講支援等を、また研修への派遣などを行っているところでございまして、平成17年度につくった人材育成基本方針の改定というようなご質問でございますけれども、大きくは、大きな方向性といいますか、公務員としての求められる姿というのは余り変わらないというふうには思っておるところなんですけれども、社会情勢の変化でありますとか状況によっては、この平成17年につくった人材育成基本方針、マナーアップ等も含めたところで検討していく時期かなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ちょっとお尋ねしたいんですけれども、職員の方が例えば資格を取られたとします。何でもよろしいんですけれども。そういった方に対して、資格に対して何かちょっと給料を上げてやるとか、そういうのはあるんですかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 専門職の資格を取ったからといって、それに見合う給料をアップするとかというようなことはやってございません。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） いろいろな資格があると思うんですけれども、そのあたりも多少考えていただければ、職員の方も多少はその課に、例えば税務課だったら税理士、ちょっと難しいで

すけれどもね。何かこう、もうちょっとスキルアップしていくんじゃないかと思っておりますので、そのあたりもちょっと鑑みていただければと思っております。

そのあたりはさておいて、また次に3つ目の質問させていただきます。お客様接遇マナーの向上についてお伺いいたします。

太宰府市職員の人材育成基本方針は、職員の人材育成を主体としています。資質の向上により、しなやかな職員を目指してあります。確かにこれにより接遇マナーを凶れば、市民の皆様に対し一定の満足度を与えることは可能です。しかしながら、身だしなみに清潔感がなく、挨拶がなく、言葉遣いが悪かったら、お客様はどのように接遇マナーを評価されるでしょうか。

私が先ほど太宰府市職員の接遇マナーの例を2点申し上げましたが、これはもうほんの一例でございます。ほかにも接遇マナーの悪さかげんを聞いております。太宰府市のお客様接遇マナーの向上は急務であります。それにはお客様接遇マナーの向上についてマニュアルが必要じゃないでしょうか。

多くの有識者が言っておりますが、接遇マナーの向上は、ご答弁にあったトップダウン方式が接遇マナーの向上には凶りにくく、ボトムアップ方式で全職員の総意で連帯感を持たせ、柔軟に細やかに対応ができるマニュアルの策定が必要だと思っておりますが、これにより職員のモチベーションが高まり、接遇マナーの向上が図られるものと思っておりますが、ボトムアップ方式による策定について何かお考えがあれば、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今議員がおっしゃるとおり、接遇の基本は、まずは身だしなみ、挨拶、表情、態度、言葉遣い等、ここら辺ができてないとまずはいけないという、そこから先に、そういったものを身につけた後に窓口対応とか電話対応とか、そういった形に進んでいくのかなというふうには思っております。

今接遇マナー向上のためのマニュアル等の作成というようなことでございますけれども、この接遇マナー向上だけのマニュアルというのは、今現在しかとしたものは持ち合わせておりません。他市もいろいろなところで、接遇マナー向上に関してのマニュアルを職員間等から作り上げてきたというようなところもございますので、そういったところを参考にしながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 今答弁にあったように、接遇マナー、本当、身だしなみとか態度、挨拶、いろいろございます。その中で私、一番、私自身が一番大事なものは何かというと、先に直していただくところ、これ1点はもう挨拶です。

今私、太宰府市役所の中を回ったところで、相手から挨拶される場所というのは1カ所しかないんですよ。それどこか、皆さんご存じじゃないでしょう。これ入り口です。入り口の守衛さんです。すばらしいです。あと入って行きました。たら、女性の方が何人かおられるけれ

ども、小さい声で「おはようございます」「こんにちは」と、それぐらいです。あと2階に歩いていきます。目は合うけれども、誰もしない、そういう状況なんですよ。

だから、挨拶から直すということは全然可能だろうと思いますんで、このあたりは市長みずから音頭をとってもらって、接遇マナーの向上に向けて頑張ってもらいたいと思っています。

最後になりますけれども、ボトムアップ方式、それなりの組織が必要だと思いますが、私自身、インターネットでほかの市のやつをちょっと調べさせていただきました。長野県の上田市に上田市役所接遇マニュアルというのがあって、「いつも「おもてなし」の心を持って」についてちょっと紹介させていただきます。

このマニュアルは、平成22年7月に役所を変えようという委員会が策定されて、市に提言し、市は上田市役所接遇マニュアルとして、接遇向上に向けた取り組みが推進されております。この役所を変えよう委員会は、職員15名で構成されておまして、マニュアル策定に当たっては非常勤10名、市民目線として意見を集約し、検討の上、でき上がったものということです。具体的で感心するほどのできばえだと、私自身ちょっと読ませていただいて、ちょっと分厚かったんですけども読ませていただいたら、すばらしいものと思いました。こういったマニュアルも太宰府市さんでもつくって、接遇マナーの向上に向けて頑張ってもらいたいと思っています。

太宰府市でもボトムアップ方式のお客様接遇マニュアルを策定を再度お願いするとともに、これを要望として、私の一般質問を終わらせていただきます。済みません、ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員の一般質問は終わりました。

ここで14時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番塚剛議員の一般質問を許可します。

〔1番 塚剛議員 登壇〕

○1番（塚 剛議員） 議長より許可をいただきましたので、通告に従って1件質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

市政運営について伺います。

今年3月議会において、市長より施政方針が示されました。その施政方針の中で述べられていた財政健全化の推進について、本市の財政収支見通しの観点からお伺いします。

本市は、基本構想に基づく第7期実施計画を今年2月に策定され、本年度から平成31年度までの3力年間で施行されています。計画書では、「社会経済情勢や市民ニーズ、事業の優先

度、財政状況などに応じてローリング方式として、毎年度、柔軟に見直し、調整などを行っていきます。」とあります。

しかし、本市の経常収支比率は、毎年90%付近の数値で推移しているのが現状です。この数値の示すところは、財政指標の目安として70%から80%は適正、80%から90%は弾力性をやや欠く、90%から100%は弾力性を欠く、100%以上は硬直化財政と言われていています。この視点から、本市の現状は、硬直化一步手前の弾力性を欠く段階ではないでしょうか。

また、今後の財政運営では、現状から考えると、投資的経費や基金積み立てといった政策的経費に充当できないおそれがあると思います。

市長は、施政方針の中で「少子・高齢化による社会保障費や扶助費の増加、老朽化した公共施設等の維持・更新が見込まれ、厳しい財政運営が強いられることが予測される」と述べられておられます。そこで、今後の財政見通しについて2点お尋ねいたします。

1点目は、本市の財政見通しについて、市長のご認識と今後の方向性をお示しください。

2点目は、この厳しい財政状況の中で、今後の市政をどのように運営をされるのか、市長のビジョンをお示しください。

以上1件について答弁をお願い申し上げます。なお、再質問は質問席にて行います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご質問の市政運営についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの財政見通しについてであります。本市では第五次太宰府市総合計画におきまして、長期的な将来像を「歴史とみどり豊かな文化のまち」と設定しております。10年後の目指すべき姿として、「生きがいと尊厳を持ち安全で安心して暮らせる福祉と教育のまち」「快適な生活空間と自然とが共生する環境にやさしいまち」「地域の特色と豊かな資源を活かした魅力と活気あふれるまち」の3つをまちづくりの柱に掲げております。さらに、まちづくりの理念として、「協働のまちづくり」「太宰府らしさを活かしたまちづくり」を掲げております。

そのような第五次総合計画に基づき市政運営はされておるわけですが、現状、後期基本計画の段階でございまして、事業を進めております。

また、国や県の補助事業を積極的に活用し、道路、橋梁整備や小・中学校の大規模改造工事などのインフラ整備、教育や福祉、子育て支援事業など、第7期実施計画を策定し、各事業を計画的に実施しているところでございます。

本市の財政状況につきましては、個人住民税や固定資産税などの市税や基金繰入金などの自主財源の歳入に占める割合が約43%に限られ、歳入の半分以上を地方交付税等の依存財源に頼っている状況でございます。

全国の市町村との比較としましては、平成26年度の本市の地方税の順位は、全国1,741自治体中962位であります。人口は403位でありまして、人口の割には地方税が少ない状況となっ

ていることが、統計から見ても明らかであります。このため、早くから職員の適正管理を図り、民間委託の推進など人件費の抑制に努め、事務事業の見直しを図るなど、歳出削減に努めてまいりました。

また、基金残高につきましては、平成27年度末時点におきまして、普通会計分で約45億7,000万円となっております。人口1人当たり基金残高で見ますと、福岡、北九州、久留米の3市を除く県内25市におきましては、本市は24位であるという状況でありまして、今後公共施設整備基金等、今以上に基金を積み立てていかなければならない状況でございます。

財政構造の弾力性を判断するための指標であります経常収支比率につきましては、平成27年度は、国の消費税増税に伴う地方消費税交付金の増加や退職者増に伴う人件費の減少等により、前年度から2.4ポイント改善し87.5%となっております。全国類似団体の91.7%と比較しても低い状況ではあります。

今後、公共施設整備費や扶助費等についても増加が見込まれることから、議員のおっしゃるとおり、今まで以上に厳しい財政状況となり、財政の硬直化を危惧いたしておる次第でございます。

次に、2項目めの市政運営に対するビジョンについてであります。本市におきましては、全体人口は微増しておりますが、30歳代の人口減少が続いていまして、平成27年度個人市民税の納税義務者数においては、平成23年度と比較しまして668人減少している状況でございます。このことから、働く世代が太宰府市に移住・定住できるように、居住や子育て支援、教育等の環境を整えていかなければならないと考えております。

また、財政面におきましては、今後は徹底した経費削減や、自主財源としての税収の確保や、新たな歳入の確保が本市の重要課題であると捉えております。一例としまして、PDCAサイクルによる委託費等の見直しや、また観光客の滞留時間の延長により観光消費額単価を高めることや、古民家等の空き家を創業支援等に活用できるよう民間業者と連携し、提携し、太宰府市総合戦略の「儲けよう太宰府」の具体化を図りたいと考えております。

また、各事業につきましても、限られた予算の中、市民ニーズに沿った事業であるのか、将来にわたる財政状況を見定め、事業計画を立てていくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） ご答弁ありがとうございます。大体想像した以上の回答が戻ってきたなというふうに思っております。

最初にちょっとお断りしておきたいんですが、今回財政問題のこの質問を私がさせていただいた理由として、本来、財政の面ですから、予算決算委員会があるわけですから、その時点で質疑を行うところなんですけれども、今回質問した理由の大きな問題点として、昨今の市政運営、特に市長のリーダーシップの動向が余りにも不安定であり、太宰府市議の一人として強く責任を痛感しております。9月決算委員会を前に、ぜひ財政については伺わなければならない

質問項目と私は判断いたしましたので、今回一般質問に上げさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、先ほど市長のほうからご説明あったように、今後はちょっと厳しい状況の中で、それではお聞きいたします。

現状認識ということで市長にお伺いしたいんですが、平成28年度の実質単年度収支は黒字になるのか赤字になる方向性なのか、そのあたり、所管でも結構です、ご答弁いただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） お答えいたします。

平成27年度決算の実質収支につきましては、約6億6,000万円の黒字決算となっておりますが、平成30年度に福岡県と共同で国民健康保険事業の運営に移行する関連で、国民健康保険事業特別会計の補填財源として5億円、財政調整資金を取り崩したことから、平成27年度の実質単年度収支につきましては、約8,500万円ほどの赤字となっております。

なお、平成28年度の決算につきましては、5月末の出納閉鎖期間も終え、現在決算統計事務を進めているところでございますけれども、昨年と同様に国民健康保険事業特別会計への補填関係もございまして、実質単年度収支においては赤字決算となる見通しでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番塚剛議員。

○1番（塚 剛議員） ありがとうございます。

市長にちょっとお尋ねしたいんですが、今回、今所管のほうから答弁ありました。実質単年度収支というのは、基本的に幾つかの計算の方法によって出すんですけども、この平成27年度から赤字に転じてきているこの責任はちょっとあると思います。

それで、市長に認識を確認しておきたいと思いますが、本市の実態として、実質収支比率は一般的に3%から5%が適正と言われている中で、本市の平成27年度決算では5.2%なんです。過去5年間で平均でうちの本市の状況を見てみますと、6%以上を推移しております。これが現状でございます。

経常収支比率において、私がこういうふうにお聞きしている内容として、なぜこういうことを聞くかといいますと、本市に余分な財源がほとんどない、このことを市長は認識をちゃんとお持ちなのかどうか、それを確認させていただきたくて伺っております。市長のご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先ほども申し上げましたように、いろいろな基金ありましたが、それなりの分を体育館建設にも使ったことがありまして、かなり基金残高と減っているということと、また特殊な事情として、国民健康保険事業への補填もしなければいけないという、何年間かきておりますので、そういう点においてかなり厳しい状況にあるということが、大きな市の財政の

基盤であるということでございますし、さらに投資的な意味での体育館建設の起債、あるいはごじょう保育所の起債等も今年度、あるいはメインとしては来年度から始まるという今の現状があるということは、とても厳しい状況であるというふうに認識しております。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） じゃあ、その上で伺いたいんですが、結局その赤字という方向性は、平成27年度、平成28年度もこれ続くわけですね。財政見通しが本当厳しいという、先ほど市長もご答弁されたような状況です。この認識における市政運営をしっかりと運営していただきたい。なぜならば、これは国民や市民の皆様からいただいた貴重な税金を運用する市長の責任ということを考えますと、確かに大きな責任もございますし、これ民間レベルで言わせていただくと、これかなりの重大責任問題にも発展いたします。こういうやっぱり市政運営のあり方の基本的な精神の認識においては、市長はもう少し具体的に持っていただきたい、このように思いまして、質問をさせていただきました。

では、次にちょっと角度を変えまして、今後の財政見通しについてご質問させていただきます。

今年の1月臨時会で提案がありました太宰府市公共施設等総合管理計画では、市の38施設を初め道路、橋梁等、この29年間、経常経費が毎年見込まれていますよね。これは幾ら見込まれるかわかりませんが、数億円規模になるんじゃないかと私は思いますが、この経常経費の対策において、財源確保はどのようにお考えなのか、市長のほうにご答弁があれば伺っておきたいと思いますが、市長のほうの答弁を求めます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今ご指摘のように、太宰府市の公共施設等の総合管理計画での多年度にわたるかなり厳しい見込みというのが、もう具体的に出ているわけでございますし、管理計画での主要な38施設や、老朽した道路、橋梁等の長寿命化計画につきましては、国の補助事業でありますところの学校施設環境改善交付金や社会資本整備交付金などを積極的に活用するとともに、今後予定される事業計画に対応していくため、公共施設整備基金に定期的に積み立てていくことが必要ではないかというふうに考えております。

将来的には、類似施設の統廃合や公共施設の複合化も視野に入れ、公共施設全体の見直しを図ってまいる必要があるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） 市長、私が聞きたかったのは、確かに計画性の中身については今後精査されると思いますので、私はここではもう言いません。ただ、今後の財政見通しについて、こういう大きな計画が控えている中で、積立金を1億円から2億円か、数字はちょっとわかりませんが、これからつくっていかないといけない。こういう財源確保をきちっと市長の中に計画性としてあるのかどうか、それを聞いておりますので、そのあたりあればお示しください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろな形で収入を増やし、経費、出るお金を削るということが基本的な姿勢としてあるわけでございますので、いろいろな形で、やはり先ほど申し上げました働く世代、子育て世代というのが、30代、減っているという現状を踏まえまして、これからのやはりどう常住とか定住人口を増やしていくのか。60歳以上の団塊世代の年金生活に入っていく等々で、市税収入が個人市民税等々減っていくことが予想されるわけですし、そのあたりの定住人口を、やはり私は総合計画、平成23年から平成32年の間の10年間の人口目標が7万2,000人というのを、もう7年で達成しているわけです。

総合計画、総合戦略のもう一回の見直しの中で、どういうふうに私は大きく人口を増やしていけるのかということをしっかり考えないと、具体的な市税収入というのは減っていくというふうに考えておりますので、そこのところはしっかり考えたいということと、いろいろな形での行財政改革というのをもっともっとやりながら、いろいろな形で経費をいろいろな、業者の方に協力をお願いするとか、これが当たり前と思うのではなくて、いろいろな形での削減というのを図っていくというのが大きな課題でございますし、市役所改革と言ったのも、一番そのところがありますので、そういう形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 具体的な対策は余り出てこないということで認識しております。

では、それでは先ほど市長も言われたように、具体的な収益事業の一つとして、今回太宰府市の総合戦略の中に「儲けよう太宰府市」というキャッチフレーズの中で具現化された一つの大きな動きとして、本市は今年度から観光推進課を設置された大きな機構改革をされましたね。市長の肝いりで3課3係制係で組まれておりますが、この機構改革は、財政政策、対策の一つとして断行されていると私は理解しておりますが、市長のご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先週、古民家再生のセミナーを太宰府館でやらさせていただきました。約200人の方がお集まりいただき、九州運輸局長、観光庁の古民家の再生の担当の課長さん、舟本課長、そしていろいろなところで古民家再生をしている能登の方等来ていただいて、いろいろな先進事例を学んだわけでございます。

地元の商工会の皆さん、天満宮の皆さん、いろいろなビジネスに携わられる方もたくさん集まられまして、非常に画期的なことではなかったかというふうに思っておる次第でございます。たくさんの方が観光を中心にしてのまちづくりの中で、どのような展望を出していくのかという出発点に建てたという意味では、前にしました日本遺産での九博、三輪前館長のお話や、観光立国日本ということで本を書かれておりますデービッド・アトキンソンさんのお話等を含めて、ここ3回のセミナーの中で、一つの大きな方向性は出てきたと思っておりますが、まだその具体化ということには着手できておりませんが、今庁内で一番議論し、何とか実現

しようとしておりますのが、太宰府館を今のままでいいのかということでございます。

いろいろな庁内での議論をしております、具体的に申すと、収入が約500万円、経費が3,000万円かかっているという、こういう構造をそもそも何とかするというか、もっと市民、観光客に向けて発信し、その中で収益が上がるような構造を、今太宰府館のことを申しましたが、一つ一つの中で具体的にやっていく必要があるのではないかとということで、調査研究から、今具体化へという形で、その分を進んでいる次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 市長、端的にご答弁でよろしいですよ。よろしくお願いいたします。

私がなぜこういうことを聞いているかと申しますと、観光事業で財政政策を行おうと市長はされているのかどうかということなんです。本市の課題として、現状として、交通渋滞問題や待機児童問題、そして先ほど一連の問題になりました完全給食問題等について、機構改革が財政的な側面から言わせていただくと整合性がとれてないというふうに私は認識しているんですよ。このあたりでの市長のご見解をちょっとお聞きしたかったんですけども、市長のご答弁を求めます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 市政運営というのは、多方面にわたってされなきゃいけないわけです。観光について、私としては先ほど申し上げましたようにいろいろなところに取り組みはいたしますが、それがストレートに収入増という形になっていくのは、もっと時間はかかるだろうというふうに思っておる次第でございます。

今議員ご指摘の渋滞対策や保育園の問題、このあたりについてはまた別の形で取り組んでいく必要があるのではないかなということで、整合性というよりも、それぞれの分野がそれぞれの分野で進みながら、その中でよりよい太宰府を目指していくという形の中で、整合性というのは出てくるのではないかとというふうに考えておりますし、それを取りまとめていくのが、やっぱり大きな方向性としての総合計画ではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） ありがとうございます。市長、ちょっと認識がちょっと私は違います。

社会保障費や、先ほど市長も述べられたように公共施設等整備等、経常的な経費ですね、扶助費も民生費もそうなんですけれども、これから右肩上がりでは上がってきているんです。お金がさっきないという市長もご認識いただいた中で、今本市が捉えないといけない課題、これに対する機構改革に私はこれは反映されてないと私は思っております。

観光施策について、別に観光の3課3係が悪いとかと言っているわけじゃありません。ただ、本当の今回機構改革見てみると、財政的な側面から言わせていただくと、施策対応の機構改革にはされていない、このように私は思っております。

時間がありませんので、続けていきたいと思えます。

直近の財政動向について、先ほど1年来、中学校給食問題でありました部分について市長の見解を求めたいと思うんですけども、本来私、この給食問題については経費がもっとかかるんじゃないですかという質問上げようと思ったら、議会2日目でこんな資料が出てきました。経費が、初期経費が1億6,000万円ですか、運用経費が1億8,000万円。当初は3,400万円とかという記事が載っていて、5倍ぐらいはね上がったと。これはちょっとお金の性質が違くと私は認識しておりますが。

このように世間は一連の問題で、市長が二転三転されている中で、完全給食一つ取り上げてみても、もう世間や市民の皆様には1回きちっと謝罪をされておかないといけないと思えますが、市長のご見解を求めます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今回といいますか、学校給食法にのっとりた全員給食というのは、費用面で困難と判断しておる次第でございます、今後については、今のランチサービスを充実させて、希望される全ての生徒の皆さんには提供できるように努めてまいりたいというふうに考えております。また、その中でいろいろな形での要支援の対応もしていきたいというふうに考えております。保護者の皆様方にも、これまでの経緯等を説明してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） 私が謝罪してくださいと言っているのは、これだけ世間を騒がせて、市民の皆様にご公表する時期や内容変更がころころ変わって、結果、てんまつ、お金がありませんでしたという結果になっているわけですから、このあたりというのは市長として、市長の公約ですからね、公約に対して市長がこの程度で施策というのは進められているんだと、市民の皆様は驚きだと思えます。

この間、先日の傍聴席を見ても、今日もそうです。たくさんの傍聴席の方が来ていただいています。本当にありがたいことだと思っておりますが、これだけ市民の皆様のニーズが高い中で、こういう問題を一つ一つきちっと精査していかないと、財政的な側面から言わせていただくと、非常に執行部と市長とのコミュニケーションがとれてないのが本当に露呈しているんじゃないかなと思えます。

なぜかという、財源確保もないままに、計画性ばかりが先走りして発表されている経緯を見ますと、執行部とはうまくいっているのかなと、この懸念を私は抱いてなりません。そのあたりの市長のリーダーシップを、今後こういうことがふぐあがないようにとっていただきたいと思えますが、市長のご見解を求めます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ガバメントなりリーダーシップなり、しっかり発揮していきたいというふう

に思っております。

また、市民に対する説明責任はありますので、それもあわせて実現していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） これ最後になると思いますが、最後、この1点だけですね。私が一番、今回の財政の質問で一番懸念しているのは、これから先、5年先の本市の財政状況です。今後は、今年度策定中であります観光推進基本計画を初め今後国土強靱化計画、地域交通網形成計画など大きな上位計画が事業支出が見込まれていきます。そういった中で、今後の財政計画の調整額が歳出増加傾向にあると、私はそういうふうに見ています。

今後こういう、先ほど市長も述べられたような公共施設や扶助費の増加歳出が見込まれる中、経常的にかかっている中、新たな計画が上乘せになってくるわけですから、この先5年間、5年先の本市の財政は深刻な事態に陥りかねないと、私は本当心配してお聞きしております。このあたり再度市長の答弁を求めます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 副市長が答えます。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

今後の財政計画でございますけれども、議員さんのご指摘のとおり、公共施設整備資金や扶助費が増加することは必至な状況でございます。このような状況下でも、将来にわたって継続的に事業を進めていくためには、適正な管理支出を図り、事務事業の見直しはもちろんのこと、事業の廃止や公共施設の統廃合も視野に入れ、計画的な財政運営が必須であると考えます。

また、将来的に人口減少が見込まれる中、個人市民税や固定資産税など税収増につながる施策も展開しながら、本市の自然や歴史を生かしたまちづくり事業を進めることが必要であると考えております。

第7次実施計画における財政計画におきましても、平成30年度が8億円、平成31年度が12億円と財源不足になるという見込みでございます。おっしゃるとおり大変厳しい財政状況であると認識しておりますので、事業の見直し、国、県の補助の確保等を努めて、財政の運営の健全化を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 予定時間をちょっとオーバーしておりますので、急ぎます。

結論からじゃあ言わせていただきます。市長、今回施政方針を打ち出されて、しっかり運営していただきたいんですが、その施政方針と財政的根拠がないところをしっかりと市民にご説

明いただきたい、これが1点。

それと、扶助費や今後、先ほど副市長が申し上げられた経常的な経費が増加する中で、機構改革というのは、確かに観光事業も問題あると思うんですけども、先ほどから皆さんが言われているように、市長も言われましたけれども、やっぱり町をつくる、大きな成果というのはやっぱりまちづくり、人口増加。人口増加というか、安定した人口を確保していく、これが一番の大きな財源に私はなると思っていますので、そのあたりよろしく願いいたします。

以下、じゃあ最後、要望書を読み上げて、私の質問を終わりたいと思います。

3点ございます。1点目は、市長の役目の一つは、市民の皆様へ、将来の希望が見える具体的なビジョン、構想を示す使命があると思います。これは必ず示してください。市民の皆様へ実現できる公約をお示してください。

2点目、将来に向けて具体的な都市計画、まちづくりをしないと成果は見込めないことを認識して、市政運営をリードしてください。

3点目、市長が変わるたびに計画変更を余儀なくされている現状を考えると、市民の皆様への影響と市政への不利益をこうむりかねないと思います。これは、前回の市長と今回の市長、私がいつも思うんですけども、市長が変わるたびに、また新たに計画がなくなり、計画がまた出てきてという、こういう流れはつくりたくないんですね、市長。しっかりと、なぜならまちづくりというのは短期間で、我々在任期間、議員は4年間しかありません、1期は。これでまちづくりはできません。それで、そのあたりをしっかりと、市長が変わるたびに変更されないような仕組みづくり、この3点を踏まえて、市長の役割と責任を果たしていただくよう強く要望し、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員の一般質問は終わりました。

ここで15時まで休憩をいたします。

休憩 午後2時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番宮原伸一議員の一般質問を許可します。

〔9番 宮原伸一議員 登壇〕

○9番（宮原伸一議員） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、太宰府市における大規模災害、地震時の対応について、1件4項目質問させていただきます。

まずは、今月3日に、避難所生活体験研修が市役所及びとびうめアリーナで実施されました。参加された職員の皆様、大変お疲れさまでした。私は見学させていただきました。

日ごろからこのような訓練が定期的に行われることが、非常に大事なことで思っております。いずれは市内各自治区などの参加も呼びかけ、避難所の準備や生活体験し、市民に対する

災害の認識を高めていただくことが肝要ではないでしょうか。

さて、平成28年4月14日に、熊本、大分を大規模地震が襲い、太宰府市では給水支援や物資支援を行いました。1年が過ぎた現在でも、避難所生活をする方や不自由な生活を強いられている方もおられますが、復興は少しずつ進んでいます。私自身も一日も早い復興を願うとともに、引き続き支援協力をしていきたいと思えます。

太宰府市にも、いつ地震が起こるのかわかりません。市内を取り巻く地域環境として、警固断層や宇美断層が残念ながらあります。そこで、以下4項目についてお聞きいたします。

1項目め、現在太宰府市で大規模地震が発生した場合、本市の災害対策本部の設置やマニュアル等の整備計画は、現在どのようになっているのかお伺いいたします。

次に2項目め、大規模地震の際、まず市民はどのように行動してよいのか、またどこに避難して、どのような行動をしてよいのか。公民館なのか、小・中学校なのか、地震であればとりあえず広場に避難するかと、具体的にお伺いいたします。

次に3項目め、2項目と関連いたしますが、市内44自治区の地域特性から考えると、市境に位置する自治会など、近隣市の広場や公民館、学校などが近い場合もあります。そのようなときはどのようにしたらよいのか、近隣市との災害時の連携、調整は可能なのか、お伺いいたします。

最後に4項目め、大規模地震の場合、自衛隊、消防、警察、近隣市との連携やマニュアルはあるのか、お伺いいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 太宰府市における大規模災害、地震のときの対応についてお答えいたします。

本市においては、西に警固断層、東に宇美断層が縦断し、特に警固断層においては地震の発生確率が高く、福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書によると、警固断層南東部を震源とする震度6強の地震が発生した場合、太宰府市において死者107名、負傷者数1,417名と大きな被害が想定されています。

地震については、同時に広い地域が被災するおそれがあり、そうした場合、個人の行動、地域の協力が非常に重要になることから、今後とも地震災害に対する備えや避難場所、避難所の周知、訓練など、継続して取り組んでまいります。

また、現在、市役所内部での災害警戒配備体制や災害対策配備体制、さらに関係機関との連携を整えています。熊本地震の教訓から、災害対応に対してさまざまな課題が提起されていますので、今後とも情報収集を行い、太宰府市地域防災計画やマニュアルなどへ反映させ、さらなる減災につなげてまいりたいと考えております。

詳細については担当部長より回答させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 詳細につきまして、私のほうから回答させていただきます。

まず、太宰府市で大規模地震が発生したときの市災害対策本部設置について、マニュアル等の整備はできているのかについてでございますが、太宰府市において大規模地震を初めとする自然災害が発生した際には、職員初動マニュアル、災害対策本部マニュアル、避難勧告等の判断・伝達マニュアル、避難所運営マニュアルに基づき対応することになっております。

また、先日6月3日に地震を想定した災害対策本部運営訓練を職員で実施いたしてございまして、災害対応の確認や、先ほど議員の紹介にもありましたように、とびうめアリーナでの避難者の居住エリア設置訓練を行っております。

次に、避難場所などの避難マニュアルについて、市民への周知は行き届いているのかについてでございますが、市内全戸に配布をいたしてございますハザードマップに避難場所、避難所を地図上に明示するとともに、住所や電話番号等も記載をいたしてございます。また、災害への備えや避難時の心得も、イラストを使用して記載をいたしておるところでございます。今年度、このハザードマップについては改定を予定をいたしてございますので、さらに内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、地震の大きさによっては、火災や家屋の倒壊などの危険を避けるため、屋外への避難が有効で、避難場所への安全な経路確保も重要になりますので、市民個人で避難場所や経路を確認していただくことや、自治会や自主防災組織での避難場所、経路の確認、避難訓練の実施など、防災講座や広報紙などでも周知をしていきたいというふうに考えております。

次に、近隣市に避難したほうがよい場合の自治体の連携についてでございますが、地震災害においては広い地域が被災するおそれがあることから、市内外に関係なく、危険を避けるため、最寄りの避難場所、避難所に避難される可能性があります。隣接している自治体と具体的な避難についての協議は行っておりませんが、状況によりまして近隣市への受け入れを依頼することとなろうかと思っております。

最後に、自衛隊、消防、警察、近隣市との連携はとれているのかについてでございますが、まず、災害警戒本部、災害対策本部を設置したときに、陸上自衛隊第4後方支援隊衛生隊、筑紫野太宰府消防組合消防本部警防課、筑紫野警察署警備課へ連絡をいたしまして、災害警戒、対応をいただいているところでございます。

また、消防や警察への市民の皆様からの直接の災害情報など、相互間で情報のやりとりを行うようにいたしてございまして、毎年9月1日に実施しております総合防災訓練などを通しまして、連携の確認を行っているところでございます。

また、近隣市との連携の取り決めは具体的には行っていませんけれども、平成17年4月に県内市町村の同意のもと、災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定を結んでございまして、被災した県内の市町村の要請により、救援物資の提供、職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供など、支援を行うようになっております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） ご回答ありがとうございます。もし災害が発生した場合に、災害対策本部を設置する際、現在、市の職員さんの市内に住まわれている人数がわかれば教えてください。何人おられて、何人市外かというのをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 現在、三役を含めまして市職員379人のうち、太宰府市在住が202人、近隣の筑紫野市に44人、大野城市に41人といった状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） ありがとうございます。結構市外といっても筑紫野と大野城市ですので、対応はすぐにできるかなと思いますけれども、大体対策本部、どうですかね、地震が発生して、大体どれぐらいで設置できると予想されているんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 警報等が出ましたら、即時に参集する要員といたしましては、部長等の幹部職員がすぐに集まるような形になっておりますけれども、実際に地震が起こって職員の参集が時系列にどのような形になるのかというのが、なかなか難しい部分がございます。

特に、地震となりますと、市役所に来るまでの経路が寸断されてあるとか、自動車等では来れない場合もありますので、それは徒歩で、基本的には徒歩での参集というようなことも考えられますので、そこら辺のところは職員の通勤距離などによりまして、現在取り組んでおります業務継続計画BCPの中で、参集状況がどのようになるか検証していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） ありがとうございます。

次に、災害が発生した場合、各避難所に避難されると思うんですけども、先ほど広場とか公園とか言われましたけれども、各自治体関係には防災無線ですかね、あれがあると思うんですけども、例えば災害が起こると携帯の電話がつかないとか連絡方法ができない、そういうとき、広場とかにおられる避難されている方々の連絡体制というのは、どのようにとった方がいいのか考えておられますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 地震発生時になりますと、携帯電話とか電話等が使えなくなる可能性は、議員おっしゃるとおりでございます。コミュニティ無線につきましては、現在市内に96カ所設置しておりますけれども、それは各自治会の公民館あたりでの部分でございまして、小・中学校などの通常地震が起こったときに緊急避難所となるようなところについての連絡というのが、なかなかできていないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 今防災無線が学校等についてないということでありましたけれども、例えば学校がありようときに災害が起きました、外に行くのは危険だからグラウンドにおらせる、そのときの手段ですよね。公園はあったほうがもちろんいいんですけども、学校や公園に防災無線をつける予定というのはあるんですか、今後。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 現在のところ、学校に防災無線、コミュニティ無線をつけるという計画は、現時点ではございません。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） それは予算の関係とかですかね。必要ないということですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 必要ないということではございませんが、おっしゃいますように財源的な問題等も含めて、今後そこら辺のところは検討していかなければならない問題かというふう  
に捉えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） それは学校とか公園、空き地じゃないですけども、広場等にまた無線をつけていただけることを要望いたします。

次に、44自治会ありますけれども、災害発生したときに、熊本の地震のときも聞いたときに、消防団の方々がかなり活躍されたということを知っています。44自治会にも消防団がない自治会があると思うんですけども、どうしても自分のところというか、自分の地域が先にいってしまうんじゃないかなと思うんですけども、そういう消防団がない自治会に関しましては、どのような対応を考えられているか教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） その自治会に消防団がないということではございませんで、それぞれの部がどこの自治会を管轄しているというような部分はございます。

現在、消防団員数は239名おりますので、太宰府市及び管轄行政区における防火の啓発でありますとか消火活動、また地震等の防災活動に従事されておまして、消防団が消火活動でありますとか要救助者の救助活動等には幅広い活動をいたしておまして、本市におきましてはこの消防団の活用を今後も図っていかなければならないと思っておりますので、その消防団員の確保に今後とも努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） その救助活動に対して、例えば車ですね、被災した車が邪魔になって救助ができない、家屋があつてできないということで、個人の所有権が発生すると思うんですけ

れども、その辺はどのように対応していくんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 地震等で支障となる車両とか倒壊した家屋とか当然出てくるかとは思いますが、平成26年11月の災害対策基本法の一部改正によりまして、道路管理者は区間を指定して、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動の命令を出すことができ、運転者の不在時等は、道路管理者みずから車両を移動することができるようになっております。

また、倒壊した家屋が道路の通行に支障がある場合につきましては、過去発生した地震災害を受けまして、道路法第42条第1項で、道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないでありますとか、道路法第68条の第1項によりまして、道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害現場において必要な土地を一時使用し、または土石、竹木、その他の物件を使用し、收容し、もしくは処分することができるということが規定されておりますので、それに基づきましては撤去をしていくことは可能であるというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） ありがとうございます。

続いて、昨年6月にちょっと議員さんから質問があっただと思うんですけれども、被害者支援システムや国土強靱化地域計画、この辺は市長が答弁で、喫緊の課題ということで取り組んでまいりますということで答弁があっただけなんですけれども、この辺は進捗状況はどんなふうになっていきますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） まずは、先ほどもちょっとお話ししました業務継続計画、BCP計画のほうをちょっと先に今作成をいたしているようなところでございまして、国土強靱化地域計画につきましては、今年度は当市において想定される大規模自然災害でありますとか、強靱化の目標、こちらのほうからまずちょっと検討に入ろうかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 済みません、1年たって、今からですか。喫緊というお答えだったんですけれども。今年からですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） その辺のところはちょっと遅れておりますけれども、今年度は先ほど答弁いたしましたように、想定される大規模自然災害、強靱化の目標の検討からまずは進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 市長にお尋ねしますけれども、太宰府市にとって、市民にとって一番大事なのって何と思われませんか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 安心・安全な生活ができることだというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 私は、安全・安心まちづくりはもちろんのこと、やっぱり一人一人の命が一番大事と思うんですよね。やっぱりこういう災害とか風水害に対して、もう少し力を入れていかんと、いつ地震が起こるか分からない状態で、今警固断層の地震が6%と言われていまして、もう本当、今来てもおかしくない、明日来てもおかしくない状態ですので、市長はもうちょっとその辺もやっていただければ助かります。よろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 再度。

市長。

○市長（芦刈 茂） 今までの災害の歴史を見ますと、大体20年か30年に一回ぐらい水害が起こり、市民が亡くなるということが、昭和47年、8年ぐらいのころが1回と、平成15年のころに1回ということで、ずっと大体本当にそういうタイミングで水害が起こっているという事実と、それと警固断層が海側では揺れましたが、この延長したこちらで揺れていないということは、とても大きな可能性があるということと、先ほど言いました県の資料がそういう死者が幾ら、けが人幾らということが出ておりますし、先日初めて地震を発生したときの対策本部立ち上げということの訓練をしたわけですが、その訓練の成果を生かしながら、ありますところの防災の対応についてのいろいろなまとめを生かしていきたいというふうに考えております。

また、そういうことを予想しまして、自衛隊、消防署、消防、警察で、この4市1町で集まる機会が非常に増えております。もし地震があった場合は、太宰府には自衛隊のどこどこから支援に来るということももう決まっておりますし、そういうことで自衛隊等とはかなり話し合い進んでいるということがありますので、今の防災の対応、災害の対応について生かしながらしていきたいと思っております。

また、おっしゃいました人の命が大事だということ、全くそのとおりだと思います。福岡県の市長会をしたときだったと思いますが、益城町の町長が来られました。分厚い防災マニュアルはつくらなきゃいけないけれども、やはり実際に災害が起こったときに一番大事なのは、その地域の人たちのコミュニティがどれだけできているか、向こう三軒両隣の関係といいですか、地域での関係が、本当に地震が起こったときは力を発揮したということ、益城町の町長からも聞いております。

そのあたりも含めて防災のマニュアル、防災計画に反映させながら、具体的なまちづくりというよりも、地域地域での防災対応ということ、市役所と自治会、地域一体となって、もしそういう災害が起こったとき、どういうルートでどこに避難すればいいのかという訓練をやはり重ねておかないと、いざ起こったときにどうしていいかわからない。また、自治会の中で

も、そういうときは誰がリーダーでどう動くというふうな具体的などころまで、私はしていく必要があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 今、訓練をされるということで、訓練をして、災害時にどのように動いていいのか訓練をしておけば、またすぐできるのではないかと思います。

それと、今防災安全課というのは1課1係ですね。そのために強靱化計画が遅れているとか、そういうことはないんですか、市長。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 防災関係の業務につきましては、現在防災安全課の防災対策係で対応をいたしているところでございます。防災訓練とかコミュニティ無線など通信関係の業務を、その隣の防犯安全係も一致協力して業務を進めているような状況でございます。

また、災害警戒でありますとか災害対応については、災害対策本部の班等で対応していくということで、職員全員で災害の状況に応じて職員の配備をしていながら対応しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） ありがとうございます。

あと、避難訓練の際に、さっきの無線ですけれども、自治区によっては資源回収をするマイクとか、結構あれ業務用無線ですので、もうしゃべったり会話ができますよね。避難訓練のときにもそういうのをちょっと練習というか、しておけば、また急に災害が起きても、誰も使い切らんということであると何にもなりませんので、その辺お願いいたします。

あと、最後になりますけれども、阪神・淡路大震災で死亡者が6,435名。そのうち原因の死亡率の8割は、家屋の倒壊による死亡です。昭和56年5月末で建てられた木造家屋については、今補強工事の補助等が出ております。また、淡路大震災から教訓に、また平成12年にも強度の変更があっていると思いますので、そのような補強をして、家屋が崩壊しないように補強工事を皆さんに周知徹底していただいて、一人でも亡くなる方が少なくなるように希望いたします。

ここにちょっと資料があるんですけれども、住宅耐震審査設計見積工事、これは福岡市のほうがやられているみたいなんですけれども、3,000円ぐらいで基礎的なもの、屋根裏的なものを見てもらえるということですので、非常に価格もリーズナブルで、一般の業者じゃないんで、本当に必要なのか、必要じゃないのかというのは言ってもらえると思うんで、こういうのも市としても市民に周知していただいてお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員の一般質問は終わりました。

ここで15時40分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時40分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔3番 木村彰人議員 登壇〕

○3番（木村彰人議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました建設工事における入札制度について質問いたします。

まず1点目、入札制度とその運用基準についてです。

入札制度の目的は、建設工事の業者選定において、競争性、公正性、経済性、透明性を確保することであり、業者の公平、公正な競争により、品質のよいものをより安く調達するための制度です。

建設工事における入札の方法としては、競争性、公正性、経済性、透明性にすぐれた一般競争入札を原則としつつ、一定の場合には指名競争入札及び随意契約により契約を結ぶことができますが、国土交通省においては、そのほとんどの工事において一般競争入札を実施しています。

福岡県においては、5,000万円以上の工事が一般競争入札、未満が指名競争入札です。近隣の春日市は、1億5,000万円以上の工事が一般競争入札であり、さらに1億5,000万円未満5,000万円以上の工事についても試行中です。

このように入札を実施する主体によって制度の運用状況はさまざまですが、徐々に一般競争入札の対象額を引き下げて、一般競争入札を増やしていく流れにあるようです。

そこで、本市の建設工事における入札制度とその運用基準について伺います。

次に2点目、体育複合施設新築工事の入札実施にまつわる課題についてです。

本入札は、平成26年8月に一般競争入札を行い、1回目の入札で不落、同日入札中止を公告しました。そして、改めて設計を変更した上で、10月に指名競争入札を行い落札、業者が決定しました。

この一連の入札経緯において、入札制度の目的である、競争性、公正性、経済性、透明性がしっかり確保されていたのか検証し、そこから見出される課題について伺います。

以上2点お伺いします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 建設工事における入札制度についてお答えいたします。

まず、1点目の入札制度とその運用基準についてでございますが、本市では地方自治法及び同法施行令、入札契約に係る規則、要綱などに基づき入札契約事務を執行しております。また、実務上必要な事項については、運用基準等を定め、入札契約事務を執行しているところで

す。

次に、2点目の体育複合施設新築工事の入札実施につきましては、当初は一般競争入札を実施しましたが、結果的に入札不成立となりましたので、設計の見直し後に指名競争入札を行ったものであり、入札の適正性は確保されたと考えております。

なお、詳細につきましては担当部長より回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 詳細につきましては、私のほうから回答させていただきます。

まず、1点目の入札制度とその運用基準につきましては、地方公共団体の契約事務は、地方自治法、地方自治法施行令に基づき、太宰府市の入札契約に係る規則や要綱などを定め事務を執行しているところですが、実際の実務に当たって必要となる詳細な手続や事項について、別に運用基準等を策定し事務を行っております。

なお、条件つき一般競争入札につきましては、現在2億円以上の建設工事を対象として、平成20年度から平成28年度末までに10件の条件つき一般競争入札を実施しており、制度として定着してきました。このため、今年度に試行要領を廃止し、近隣自治体の状況を勘案し、対象額を1億5,000万円として、要綱の制定に向けて事務手続を進めているところです。

次に、2点目の体育複合施設新築工事の入札につきましては、条件つき一般競争入札を実施しましたが、応札額が予定価格を超過し入札会が不成立となりましたので、当時の社会経済情勢を勘案した上で指名競争入札を実施し、6社の応札により落札決定したものであり、入札の適正性は確保されたものと考えております。

今後も、太宰府市における入札契約制度のさらなる適正化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） まず1点目、入札制度のその運用基準について見ていきたいと思うんですけども、本市の場合は一般競争入札と指名競争入札が行われています。

直近の平成28年度の一般競争入札、指名競争入札の件数なんですけれども、平成28年度は、私ちょっとざっくりですけれども数えました。58件、工事関係の入札がありましたが、そのうち2件が一般の競争入札、あと56件が指名競争入札になっています。かなり一方的に指名競争入札が多いんですけれども、これについては試行要領の中で2億円以上のものを一般競争入札という形で線を引いていますから、こういう形になったのだと思いますけれども、この指名競争入札が多いというのは、これもうちちょっと何とかならないものかと。

先ほど冒頭言いましたように、競争入札は一般競争入札が原則であるということがありますので、なるべくその一般競争入札を広げる方向でやっていかなきゃいけないと考えています。本市の場合、指名競争入札が多い、この理由についてちょっとお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 先ほど議員おっしゃいましたとおり、2億円ということがございます。それは指名競争入札参加業者指名基準要綱及び太宰府市条件つき一般競争入札試行要領によって現在2億円になっているわけですが、これとやはり本市の工事の発注数と発注規模のバランスによって、やはりこのような状況になっているというようなことでございます。

先ほど申しました1億5,000万円というのは、やはり同じ経済圏ですから、筑紫地区はですね、その中で大野城市、それから那珂川町は1億5,000万円というような形になっております。春日もそうですね。それに基本的に合わせていく必要があろうということで、1億5,000万円にしたと。

2億円に関しましては、やはり当時の社会経済情勢によって、なかなか地元の業者さんも厳しい社会情勢であって、地域の雇用を確保して、それから防災の安全性を確保できるような、そういうふうな業者さんでございますので、そこら辺を加味させていただいて、施工者の地理的、地域的属性に配慮して指名させていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） この56件の指名競争入札なんですけれども、落札率を見てみると、56件中32件が96%から99%の落札率になっています。かなり高い落札率で高どまりしているんですけれども、大体55%以上が96%から99%で高どまりの落札なんですけれども、一般競争も指名競争も一緒に、先ほど言いましたとおり競争性ですね、公正性、経済性、透明性というのが非常に重要だと思っています。

その中でも、この高どまりの落札率というのは、それこそ経済性もそうですけれども、競争性、公正性というところから、もうちょっと競争の原理が働いてもいいんじゃないか、逆に働くべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 入札はやはりいろいろな地域条件によって、自治体によってももうほとんどばらばらのような状況でございます。予定価格を公表しているところもありますし、公表してないところもあります。本市の場合は、一貫してそういうふうなのは公表しないというようなことをうたっております。

この入札率という問題につきましては、確かにそういうふうな議論もあるかと思えます。今後とも十分にそこら辺については改善の余地があるのであれば、やはりどのような状態になっているかということを確認した上で改善していきたいと思いますが、基本的に、国土交通省等もそうですけれども、担い手が特にいないというような状況もあって、そこら辺の歩切り等ですね、本市もやっていた経緯がございますけれども、そこら辺については厳格に注意されているような状況でございます。

だから、この落札率だけをもってそれが適正かどうかというのは、ちょっと疑問があるのかなど、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） もうちょっと具体的に言いますと、今のところ一般競争入札のボーダーが2億円以上の工事ということで、それを近いうちに1億5,000万円に見直すという方向で進みますということですが、できれば一般競争入札の1億5,000万円というのは、もうちょっと踏み込んで広げることができないものかと思っています。

というのは、近隣の3市ですね、春日市、大野城市、筑紫野市を見ますと、春日市のほうが今のところ1億5,000万円が一般競争入札と指名競争入札の境になっていますけれども、それを今試行中で、1億5,000万円未満5,000万円以上についても一般競争入札を試行していていますよということです。筑紫野市においては、5,000万円以上が一般競争入札というふうになっていますので、今回試行要領を見直して要綱に変えるというこのタイミングで、それこそもう近隣3市の一番先に行く5,000万円というところが視野に入るのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 議員おっしゃるとおり、一般競争入札というのがやはり一番好ましいというのは、それは間違いないことであると思います。

ただ、それぞれに利点、それからそうじゃない、利点じゃない点ですね、いいところと悪いところがあって、やはり一般競争入札という形になりますと、非常に事務手続が煩雑になって、非常に長くなってくるといような状況もございます。そういうふうなことで、我々はなるべく少人数で頑張っているような状況がございますし、基本的に先ほど申し上げました近隣市とやはり歩調を合わせるということは、やはり地域の一つの経済の中で、そこだけが特異な状況になるということも非常に問題もございます。発注の仕方もやはり近隣並みにという形で、まずはそれをさせていただいて、状況を見ながら、さらに改善を進めていくというふうになるかと思っています。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 今のところボーダーが2億円なんですけれども、それで年間、平成28年度はたまたまでしょうけれども、一般競争入札が2件でありましたと。近いところで1億5,000万円に引き下げるとして、一般競争入札が大体何件ぐらい増えるというふうな見込みでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） ちょっと今のところ、まだ把握できてないような状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 一般競争入札の工事が増えるということは、それこそ指名競争入札で太宰府市内の業者さんが今のところある程度守られているような感じがしますが、一般競争入札が増えるということは、太宰府市内の業者さんにとってもチャンスが広がる、やる気のある業者さんのチャンスが広がるという側面もあると思いますので、ぜひとも徐々に広げてほしいと思います。

引き続き、この一般競争入札ちょっとまた見ていきたいんですけども、一般競争入札の入札回数ですよ。今のところ一般競争入札は試行要領という形で、それが基準になっていますけれども、その中には入札の回数を書いてないんですよ。この回数についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 最近はいろいろな、特に震災を受けたところというのは、一般競争入札のときにも即時入札が可能なような要綱等をつくってあるところもございます。ただ、まだ基本はやはり、郵送でいろいろ入札書とか関係書類を送ってきていただいて、後日開封して入札をするというような状況が今のところ一般的ということで、現在においても基本的には1回こっきりというような形でやらせていただいていると。

ただ、それにつきましても、なるべくその先進自治体を調べさせていただいて、可能であれば、どういうふうな形になるかわかりませんが、今後考えていきたいというふうには考えております。

ただ、状況として、やはり今の状況としては、一般競争入札は大体1回こっきり、再入札のときは、やはり時間をとって、再公告して入札というのが標準であるというふうを考えているところです。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 先ほど理事のほうからもありました。一般競争入札は非常に事務手続が大変だという。結構公告もありますので時間をかけた結果、1回だけの入函だけで不落、中止という形になると、非常に私ももったいないと思います。

今一番ネックになっているのが、一般競争入札は郵便入札ですよ。郵便で入札の札を送って、それを改札するという形になっていると思うんですけども、これについては再度入札、郵便入札の再度入札ということは考えられませんか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 郵便でも、例えば委任状を持って入札の権限を持った方が立会人として来ていただければ、再度入札というのは可能なのかなと。ただ、あくまでもこれが標準的なものじゃなくて、そういうふうな形で考えてあるところもあるというふうなところがございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね、自治体によっては郵便入札で再度入札をやっているところがあります。地方自治法施行令のほうにも、再度入札できると書いてあります。でも、直ちにということが書いてあるんですね。直ちにというのをどういうふうに解釈するかですね。

それこそ電子入札だと直ちに2つ目の入札ができるんですけども、郵便だとちょっと時間があいてしまうというところで、非常にちょっとひっかかる場所かもしれませんけれども、本市も郵便入札ですけども、郵便入札においても再度入札、2つ目の札を入れるという形で、せっかく時間かけて一般競争入札の公告をして入札まで持ってきたのであれば、再度入札というのを考えてもいいんじゃないかと思います。

今ちょっと電子入札という話をしました。これについては本市どういうふうに考えていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 大体年間300万円ぐらいの経費がかかるということみたいでございませう。それをどう見るかということですね。先ほど議員おっしゃった再度入札の件を、現行のやり方で再度入札というのを考えたほうがどちらかというところのいいのかなと、300万円よりですね。そういうふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 電子入札というお話させていただいたのは、この近隣、筑紫郡のエリアの近隣4市を見ても、どこでも電子入札やってないです。福岡都市圏の10市、中部10市見ても、電子入札してないんですよ。しているところは福岡県と福岡市、北九州市だけなんですけれども、電子入札に取り組んでないんですけども、ちなみに我が太宰府市と友好都市であります中津市は電子入札をしてあるんですよ。

でも、それはちょっと中津市独自でシステムを入れたわけじゃなくて、大分県の電子入札の共同システムというものに加盟している形ですね。大分県は県が音頭をとって中心になって、自治体に電子入札を促すと。そこに加盟すれば、費用分担してやるというシステムでやっています。鹿児島県もそうですね。熊本県も一部そうです。

福岡県という形では、今そういう状況ではないんですけども、ぜひこれは本市だけじゃなくて、筑紫地区4市及び福岡都市圏10市一緒になって、福岡県に働きかけるというのはどうかなと思うんですけども、そうすれば1市だけの負担でシステム入れる必要もなくて、それこそ良好なシステムで、それこそ中部10市、それに加盟すれば電子入札ができると。電子入札ができれば、それこそもう一般競争入札の再度入札というのも、非常に視野に入ってくるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 機会があれば、そういうふうな申し出もしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ぜひお願いします。この一般競争入札に関してのことなんですけれども、一般競争入札が、それこそ総合体育館の入札でも1回の入札で不落になって、入札中止となりましたけれども、それ以降も一般競争入札があるわけですが、普通に考えて本市の考えてとして、一般競争入札が1回の入札で不落になった場合の、後の取り扱いをしっかりとっておきたいと思うんですけれども、その後業者を決めなきゃいけません。どういうふうにもその後取り扱うのが一番適切でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） まず、総合体育館の関係でございますけれども、基本的に総合体育館のときは、非常に通常のととは違う社会的、経済的な条件があったということでございます。先ほど来、いろいろご指摘をいただいている文書があるわけでございますけれども、基本的に公共工事の円滑な施工確保についてということで、その中で、これは経済対策として政府のほうから、好循環実現のための経済対策というような形で、前倒しでその事業、工事を実施してきたというような要因があるわけでございます。

前倒しは何でいいかといいますと、要するに政府の経済対策に合わせてやるということにおきまして、非常に有利な起債制度、補助裏の半分が交付税として返ってくるというような起債制度でございます。要はそういうふうなことに乗っかってやった事業なんですよ。それで、1回目に指名競争入札を実施したというような経緯がございまして、そのときに非常に大きな設計額との乖離があったということで、基本的にこれはやはり我々が想定した以上に、事業的に逼迫しているような状況であったということが想定されたわけです。

ただ、言ったように補助の対策としてそういうふうな経済対策をいただいている。経済政策としては早く発注しなくちゃいけない。そういう問題と申しますか、そういう課題を考えたときに、それで、なら再入札としてまた時間をとってやっていくのか、それがベストなのか、それとも、これは地方自治法できちんとできるようになっている指名競争入札ですから、それなのとってやっていくのか。

その文書も、先ほど来の文書ですけれども、結局ここに載っているのは、よく考えてみると、それとは別に発注ロットの大型化、なるべく集約してやりなさいよというようなこともやはり書いてあるわけです。それで、指名競争入札も活用してくださいというようなことも書いてあるわけです。

これは地方自治法上、施行令の中に競争、大体一般競争入札が基準となるわけでございますけれども、それによりがたい場合は、きちんと理由があれば指名競争入札もできますよと、まさにそういうふうな条項の文書があるわけですが、それを基本的に意識しているというような形にもとれないことはない。そのような状況のもとに、地方自治法に基づいて指名競争入札をやった。なおかつ、分割発注についても、発注ロットの大型化という形で、今回は最終

的にはまとめさせていただいたというような形で発注した次第でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 2点の質問のほうにかなり入ってしまいましたんで、ちょっとそっこのほうはちょっと先でお聞きするとしまして、今のところ入札制度とその運用基準ということで、そっこのほうからちょっと片づけていこうと思います。

入札制度改革としては、一般競争入札の対象額の引き下げ、今回2億円から1億5,000円ほかに引き下げていく予定であるということをお伺いしました。それと、電子入札についても、機会があれば提案していきたいというふうなお話を伺いました。

入札制度改革としては、この入札契約の情報発信というのが非常に重要だと思うんですけども、こちらについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 入札契約の情報発信ということですか。情報発信しなければ、基本的にその業者さんというのは集まっていけないというような形に、特に一般競争入札の場合にはですね。ただ、その一般競争入札の……。

○議長（橋本 健議員） ちょっと趣旨が違いますか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ちょっと私の説明が悪かったですね。情報発信というのは、入札結果ですよ。どういう形で入札の経緯があって、どういう形で、予定額と、どういう形で落札率とか、どういう形で落札したかという、そういう事後の情報発信。それで、もうちょっと言うならば、指名競争入札であれば、指名競争入札、指名した理由ですね。これをホームページに載せている市町村もでございます。そういう透明性というところから、情報発信が必要だと思います。そういう趣旨です。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） ここ数年にわたって、遅ればせながら、ある一定の情報は公開してきているような状況でございます。木村議員おっしゃるようなことについても、今後どのような情報発信ができるか、ちょっと考えていきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） はい、わかりました。引き続き入札制度改革、本市の、についてですけども、入札制度改革、私が思いつくもう一つが、入札監視委員会というのをつくったらどうかと思うんですね。それこそ入札から契約に至るまでの経緯をチェックすると。その中で、また制度的に見直す部分があったら、それを助言するというような組織なんですけれども、特に珍しい組織ではなくて、ちなみにこの近くだと古賀市がこの入札監視委員会を導入していらっしゃるみたいです。これについては本市どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 近隣の4市1町については、まだ導入されていないような状況でございます。大体一般の市町村では、9割、8割の市町村がまだ導入されていないような状況でございます。状況を勘案しながら、またそれについても検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ぜひ検討していただきたいんですけども、やっぱり近隣の筑紫地区4市ですね、それが気になる場所ですけども、本市ですね、横並びじゃなくて、ぜひ入札制度改革のトップリーダー担っていただきたいと思っております。

次、2点目ですね。体育複合施設新築工事の入札実施にまつわる課題についてのほうなんですけれども、先ほどのご回答、市長と理事のご回答を聞きましたけれども、その課題というところが述べられていなかったと思うんですね。先ほどのご回答でいうと、それこそ入札は適正に行われたというご報告のような気がします。そこから何を学んだのか、逆に課題は何かということをお聞きしたかったんですけども、これはやりとりしている中で一緒に考えていきたいと思っております。

まず1点目なんですけれども、分離発注しなかった理由は何ですかということなんですけれども、これはそれこそ3年前、平成26年11月の臨時議会で神武議員が質問しています。何で分離発注しなかったんですかと。建築本体と電気と機械設備ですね。通常だったら、これだけの大きな工事になりますと、分離発注するんじゃないかと私も思っていました。

いい比較例としては、春日の体育館が非常に参考になると思っております。春日市の体育館が、本市の体育複合施設の約1年前に、それこそ契約、着工しておりますけれども、こちらのほうは我々の体育館よりも金額大きいです。52億円ぐらいあるんですけども、それを建築と電気、機械に分けて、それこそそれぞれにJVを組んで入札を行っている、一般競争入札を行っているんですけども、何で本市の場合は分離発注しなかったのか、まずこれお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 分離発注というのは基本的に原則だと思っております。なるべくいろいろな業者の方に発注機会を提供するということからすれば、それも当然のことだと思います。

なぜ利用しなかった、そういうふうな分離発注をしなかったといえ、当時も思い起こしていただければいいと思っておりますけれども、非常に一般競争入札は、非常に状況的に不利な状況であって、我々もいろいろ検討して、やはり単価の面で折り合わなかったのかなというふうな思いはしたんですけども、基本的に、例えばその状況で建築、電気、機械というふうな形で分ければ、で、発注しますよね。1社でも、とにかく建築、電気、機械の1社でも落札に至らなければ、もうその工事全部とまってしまうと。その後の手だてがほとんどないということですね。ずっとお待たせしてしまうと。どの業者さん、例えば3社決まるまでは、ずっとその入札、落札された方も、そのままずっと待つかなくちゃいけないというような状況がありま

す。やはりそこら辺のリスクですよ。

それと、先ほど私が申し上げました発注ロットの大型化というようなこと。要するに技術者が足りないということですね。そういうことも勘案した上で、全体として一括発注というようなことを選んだわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） これについては、何となくまだ私納得してないんですけども、ちなみに一般競争入札を指名競争入札に変えた根拠にされた国からの通達ですね。この文書なんですけれどもね。この通達の3番、入札契約手続の効率化というところに、先ほどの指名競争入札を活用ということが書いてあります。

その次ですね、4番目、地域の建設業者の受注機会の確保、同じこのペーパーにこういうこと書いてあるんですね。地域の中小企業者の適切な評価を行うとともに、公共工事の効率的施工が期待できる工事については、極力分離分割して発注を行うこととされていると。引き続き中小建設業者の受注機会の確保に努めなさいと、同じペーパーに書いてあるんですけども、こちらの指名競争入札を活用してということは引用されて、こちらの分離発注によって地域業者の受注の機会を確保しなさいということは、こちらのほうは全然配慮されていないんですけども、どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 当該文書の1ページ目にも、その発注ロットの大型化というのはきちんと明確に書いてあることでございます。

結局、要はなるべく早く着工したいと、なるべく早く施工したいということの大前提がございまして、そのためには何が一番近道かというようなことを考えたわけでございます。

だから当然、一般競争入札のときは、地域の地場の業者さんも入っていただいているというような状況がございまして、それはもう単独のAクラスで指名競争入札するということについては、非常にそこら辺は我々も心が痛んだところでございます。

ただ、やはり経済対策として、全体として経済対策をうまくやるためには、もう指名競争入札でロットを1本に絞ってやるのが最善であるというふうに判断をしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 発注ロットの大型化というのは、私も理解するところなんですけれども、しかしながら工種が違うんで、それをひっくるめてまとめて出すということは、発注ロットの大型化ではないと思います。

例えば道路工事とか小まめに分割するんじゃなくて、大きな形で出すというふうなら理解できますけれども、明らかに工種が違うものをひっくるめて発注ロットの大型化というのは、非常にどうかと思うんですけども。

もう一つ、もう時間も大分押していますので、急いでいましたね、急いでいた。それは先ほどの補助金的なこともあるんでしょうけれども、もう一回聞かせてください。何でこんなに急いでいたんですか。

というのは、最終的には工期を延ばしていますね。最終的には5カ月延ばす形になってしまったんですけれども、それであれば、もっとじっくり入札のところに時間かけてもよかったですんじゃないかと私思うんですけれども、この急いでいた理由をもう一回説明してください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 先ほど申し上げましたとおり、経済対策の趣旨に沿って急いでいたということでございます。基本的にそれだけでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 急いでいたということが大前提だということですね。その中で一般競争入札から指名競争入札に切りかえた、このことについてちょっとお伺いしたいんですけれども、午前中、森田議員のほうからも質問がございました。この国からの通達を引用したところで、これが根拠になっているということでしたね。私としては、この内容について、この文書の真意ですよ。指名競争入札方式の活用等により、可能な限り手続に要する時間の短縮に努めるともというこれが、一般競争入札から指名競争入札に切りかえる本当の理由として考えてよろしいのでしょうか。

これ、我々の解釈というよりも、逆のこの文書を出されたところというのは、もともとは国ですんで、国のほうに確認されたら、どういう解釈だよ、という形で答えが返ってくると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 議員が以前、市のほうにそういうふうに進言していただきまして、確認しました。国のほうは県に聞けというふうに言われました。県に確認しました。そしたら、書いてあるとおりだというふうに言われたところです。

要するにそこをどのように解釈するかというのは、市の解釈のやり方という判断で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 私も国、県には聞いていませんけれども、私のできる範囲でいろいろ調べてみたんですよ。そうすると、ちょっとこういう文書が出てきまして、これは国土交通省の大臣官房の方が書いたレポートという形ですね。指名競争入札、指名競争の実施について、このことです。

国土交通省においては、現在約99%の工事において一般競争入札を実施しているところである。しかし、指名競争入札方式の実施により、事業執行の迅速化や効率化に大きな効果が見込

まれる工事については、指名競争入札方式により実施しても差し支えないこととしたと。

ここだけ解釈すると、ほとんどが国土交通省の場合は指名競争入札ですんで、やっぱり先ほど理事が言いましたとおり、指名競争入札には事務的な時間とかいろいろかかります。だからある一部については、指名競争入札でも差し支えないという判断をされたんだと思います。しかしながら、この先ですね。

なお、指名競争入札を実施する場合、技術提案を評価すべき工事、その他必要な工事では、総合評価方式を適切に活用することとしたと。また、これからが重要です、入札契約手続の透明性、公正性の確保に遺漏のないよう、適切な措置を講じるとともにですよ、入札監視委員会等の第三者機関により、指名業者の選定等について事後チェックを行うと、非常に厳しいこと書いてあります。

一般競争を指名競争に変えるに当たっては、やっぱりしっかり透明性というのを確保しなさいというふうに書いてあるんですけども、本市の場合、指名競争に切りかえたところなんですけれども、これについては指名業者の選定についてちょっとお伺いしたいんですけども、この選定についての経緯と、どういう形で、最終的には6社なんですけれども、8社選定していますね。この選定の経緯についてお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 指名選考委員会で8社の施工業者さんを決めていただいたということでございます。その内容につきましては、ほとんどの業者さんが施工実績がある、施工実績、それから経営規模、当該工事、30億円程度ですけれども、見合うだけの技術力があると。そういうふうなことを勘案して、8社指名されているわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） この8社の指名の理由ですよ。条件があると思います。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 基本的に選考の過程、規定の中にAクラスという形で今規定がございます。そういうふうなことと、実際問題の施工実績、それから経営規模等を勘案されて選考されたというふうに判断しております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね、1,000点以上という形で、Aクラスを一応視野に入れて絞り込んだという形なんですけれども、実はAクラスというのは90社ぐらいあるんですよ。福岡市に支店なり置いている会社は90社。それから8社絞り込むのは非常に難しいと私は思うんですけれども、例えば上から8社選んだわけでもないようなんですよ。

ちなみにこの8社の中に、当初の一般競争入札に入っていらっしゃった中堅ゼネコン3社が入っているんですけども、これについて、何で従前の一般競争入札に参加した3社を入れた

のかということが気になるところです。

ちなみにこれ、この入札不調への対応に関するフローチャート、これいただいたものです、執行部からいただいたものです。これ見ると、入札が執行して不調になった場合に、その後どういうふうにするかといったら、今のところ設計書を変更した、設計変更しているので、別途指名という形ですね、別途指名しましたと。

それと、このフローチャート見ていきますと書いてあります。原則として、当初の指名者以外から指名をしますと書いてある、原則。なぜかという、当初の指名者の中から指名すれば、談合等による入札不調を誘発するおそれがあるからですよ。何でこの原則、それこそAランクは90社もあるわけですよ。当初の3社を入れなくても、十分優良な施工能力のある8社を選ぶことができたと思うんですけれども、なぜこの原則を使わなかったのか、教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） お手元のフローチャートの中にあると思いますけれども、一番左端のルートですね。要するにそれを採用したということです。指名するときもBCCメールを使って発信しておりますし、仕様書の配布についても、どこがどう指名されたかわからないような状況での仕様書配布をやっておるところでございますね。それで入札談合のおそれがないということの判断のもとに入っているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 確かに原則の横には書いてありますね。当初の指名業者以外から選定できない場合、または当初の指名者を再度指名しても、談合による入札不調のおそれがない場合と書いてあるんですけれども、やはり普通に読んだら、原則のほうに行くのかなと思うんですけれども、あえて何でこっちのほうに行ったのか。逆にそれこそ一般競争入札で手を挙げていらっしゃる業者ですから、やる気があるというところを評価したのかなとも思ったんですけれども、そういうことではないんですね。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 今はやる気どうのこうのというか、入札に参加する意欲というのがあるかと思えます。そういうのを加味されているかもしれません。

ただ、今は公募型の指名競争入札というものもあるわけです。要するに施工者の方のその意識というのをやはり酌み取ってやっていこうというような状況、お互い対等な立場で考えていくということからすれば、1回目の一般競争入札にそれこそ参加された。本来は違うんですよ、JVですから、別の会社なんですよ、本来からいえば。ただ、今それを言いますと混乱しますので言いませんが、基本的にそういうふうな入札意欲があるという形で、当時の選考委員会の人間が判断したということは、これはおかしいことではないというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 設計変更したから別物の設計書だよということで、再度指名している形ですよね。しかしながら、もともと一般競争入札に入っていた3社と、後から指名された5社というのは、やっぱりスタートラインが違うんで、公正性というところで非常に問題があるのかなと、私そういう気がします。

しかしながら、結局落札業者が、その残りの5社のどこかが落札したよということであればすっといくんですけれども、やはり当初の3社の中の1社が落札しているということを考えると、非常にそれこそ5社と3社というのは、ちょっとスタートラインから差があったのかな、入札の公正性としてはどうかなという気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 問題が非常に難しくてややこしい問題なんですけれども、なら逆に言って、そういうふうな市がBCCメールを使って、なおかつ入札者にはどこが指名されたかわからないような措置をとってきた。なら逆に言えばですよ、それで当初入札に参加された、JVの一つですから違う会社であります、その人を外す理由ですよ、それを結局競争性、公正性だけで本当に評価できるのか。そこで働いている方もやっぱりいらっしゃるわけですよ。働いていらっしゃる方もいらっしゃる。だから、それは全然別物として、そういうふうな評価だけでできるのかというような、やっぱり一つの問題もあるかと思います。

市といたしましては、基本的に競争性が、結局BCCメールも使ってやっておる、設計も変更しているというようなことをもって判断したわけです、一番左側にですね。そういうふうな状況でございます。

基本的に指名競争入札の関係で、この文書だけがよりどころみたいな形になっておりますけれども、基本的には地方自治法で認められている方法なんです。基本はそこなんです。だから、合法的なものをやっているということをご理解ください。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） これだけ一般競争入札のボーダーが下がってきている中で、それこそ27億円ですかね、そういう大きな工事を指名競争入札で出す、それも単独指名ということで、非常に私だけじゃなくて、皆さんちょっと違和感があるのかと私は思うんですよ。

一般競争入札から指名競争入札に切りかえたということ、これもこの場では白黒つけられないですね。つけられないけれども、それだったら百歩譲って、指名競争入札にしたその指名の経緯というのはしっかり、それこそ先ほどのレポートにもありますように、入札契約手続の透明性、公正性の確保に遺漏なきようにと、ここら辺ですね、ここら辺がクリアじゃないから、今非常に問題になっているんじゃないかと思います。そうですね。

もう一つ、これも3年前のそれこそ11月の臨時議会のときに、これ上議員のほうから質問が

ありました。当初、一般競争入札はJVで出しているんですよね、JV。それを指名競争に切りかえて単独指名にしたと。JVというのは、大手の業者、Aランクの業者と、太宰府市内の地場の業者、このペアですよ。

それで、出資比率が30%以上ということですので、単純に考えたら27億円ぐらいの工事の30%、これが結構大きい金額ですよ。9億円ぐらいになるのかもしれませんが。これが太宰府市内の業者を通して市内に還流した、還流できるチャンスがあったはずなのに、それをみすみす逃していると。

これについては、最終的には1社の単独指名で中堅ゼネコンが落札しました。その中で、下請については5%ルールという形を織り込んでいますよと、3年前にもご回答ありましたが、最終的には太宰府市内の業者さんにおりてきた仕事の金額ですよ、こちらのほうはどういうふうになったんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 確かに当時の契約の条件の中に、5%は市内業者さんにとり、そういう条件をつけておったところがございます。基本的には努力義務というような形で、それを完璧に必ずやらなければならないということになりますと、やっぱりきちんとしたやり方があると思うんですけども、基本的には努力義務にせざるを得ないだろう。

最終的に確認させていただいているのが、6%程度は、ただ地域の施工業者の方じゃなくて、それ以外のところの土木であったり、内装工事の業者さんであったり、左官工事であったり、結局地域の一般的に入札に参加されている業者さんではなくて、もう少しそれよりももっと個別の施工をされる方については、6%程度は受注されているということは確認させていただいているところがございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） それこそ当初の一般競争入札で大手の業者さんと組んでいた太宰府市内の業者さん、3社ありますよね。この3社の太宰府市内の業者さんとしては、非常に残念だったと思うんですけども、そこら辺から、それこそ地元の建設業界を育成するという意味で、何でJVやめてしまったのかという苦情はなかったんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 苦情自体はございませんでした。ただ、先ほど言いましたとおり、そこら辺については非常に申しわけなく思っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） これで以上なんですけれども、入札制度改革、冒頭に言いました。これについてはそれこそ競争性、公正性、経済性、透明性ですね、これ昔もそうです、今もそうです、これからはずっとそうなんです。このおまじないみたいな言葉ですね、これしっかり推

し進めていかないかと私は思っています。

今回、最初の冒頭のご回答では、この総合体育館の建設の契約、入札契約から、何が課題かということでお答えなかったんですけれども、いっぱい反省すること、これから生かすこと、いっぱいあると思うんですけれども、それこそ森田議員の質問の中にもありました。第三者委員会というのがございましたけれども、私のほうからは、入札監視委員会というのを、これを常設的な形で設けられたらいかがと思いますが、どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 先ほどから申し上げましているとおおり、やはり地域の状況というのは、やはり足並みをそろえていきたいと、そういうふうに考えております。研究はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 地域の足並み、こういうところ足並みそろえなくていいです。トップリーダー行ってください。それで、いろいろなところを、私ちょっと自治体の入札契約に関する情報を見たんですけれども、余りここら辺の地区は先進的ではないですよね。ない。先進的ではないところで横並びというのは、非常に問題があると思います。せつかくこういうような問題提起があったわけですから、ぜひしっかりこれを糧に、トップリーダーを走っていただきたいと思います。

先ほどの財政の話ですね、堺議員のほうからもありました。これ入札というのは、それこそ出のほうですね。入りというよりも出のほうですね。出のほうをしっかりと、それこそ安いお金でいいものを調達するということをしっかりとやらないと、この出のほうをしっかりとやらないと、それこそ財政的にも非常に苦しくなっていくと。財政にもつながることですので、まずはこの入札制度改革、これからしっかり市長にやっていただきたいところです。

以上です。終わります。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時37分

~~~~~ ○ ~~~~~